

砺波市 こども 計 画

<案>

令和7年2月

砺 波 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	4
第2章 砺波市のこども・若者を取り巻く現状.....	5
1 統計からみる砺波市の現況.....	6
2 アンケート調査結果からみる砺波市の現況.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 基本理念.....	26
2 重要な視点.....	26
3 基本目標と施策体系.....	28
第4章 施策の展開.....	31
基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり.....	32
1 こどもの権利等に関する情報提供・啓発活動の推進.....	32
2 こども・若者の意見反映や社会参画の推進.....	32
3 こども・若者を見守り・支える地域づくり.....	33
基本目標2 ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供.....	35
4 母子に対する健康支援の充実.....	35
5 こども・若者の健康づくり.....	37
基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり.....	40
6 こどもの生きる力を育む教育の充実.....	40
7 未来を担うこども・若者への支援.....	42
8 若者の就学・就労や結婚の希望を叶えるための支援.....	43
基本目標4 子育て家庭を支える取組の推進.....	44
9 子育て支援の充実.....	44
10 地域における子育て支援の推進.....	46
11 子育てと仕事の両立支援.....	47
12 ひとり親家庭への支援.....	48
基本目標5 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境の整備.....	50
13 安心して生活できる学校環境づくり.....	50
14 安全・安心なまちづくりの推進.....	51

基本目標6 支援が必要なこども・若者へのきめ細かな取組の推進.....	54
15 こどもの虐待防止の強化.....	54
16 障がいのあるこども・若者への支援.....	55
17 ヤングケアラーの支援.....	56
18 こどもの貧困対策の推進.....	57
評価指標一覧.....	59
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供.....	61
1 教育・保育提供区域の設定.....	62
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	63
3 教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	65
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	73
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	87
第6章 計画の推進.....	89
1 推進体制.....	90
2 関係機関との連携.....	90
3 計画の進行管理.....	90
資料編.....	91
1 砺波市子ども・子育て会議条例.....	92
2 砺波市子ども・子育て会議委員名簿.....	93
3 砺波市こども計画策定経過.....	94
4 用語解説.....	95

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数が予測を上回る速度で減少し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は72万7,277人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。さらに、核家族化の進行、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取組を展開してきました。さらに、平成27年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

砺波市（以下「本市」という。）においては、平成27年3月に「子ども・子育て支援法」に基づく「砺波市子ども・子育て支援事業計画」、平成29年3月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」を策定し、その計画的な推進に取り組んできました。また、令和2年3月にはこれらの2計画を統合した「砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、総合的な子育て施策を推進してきました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こども・若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同年12月には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「砺波市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。

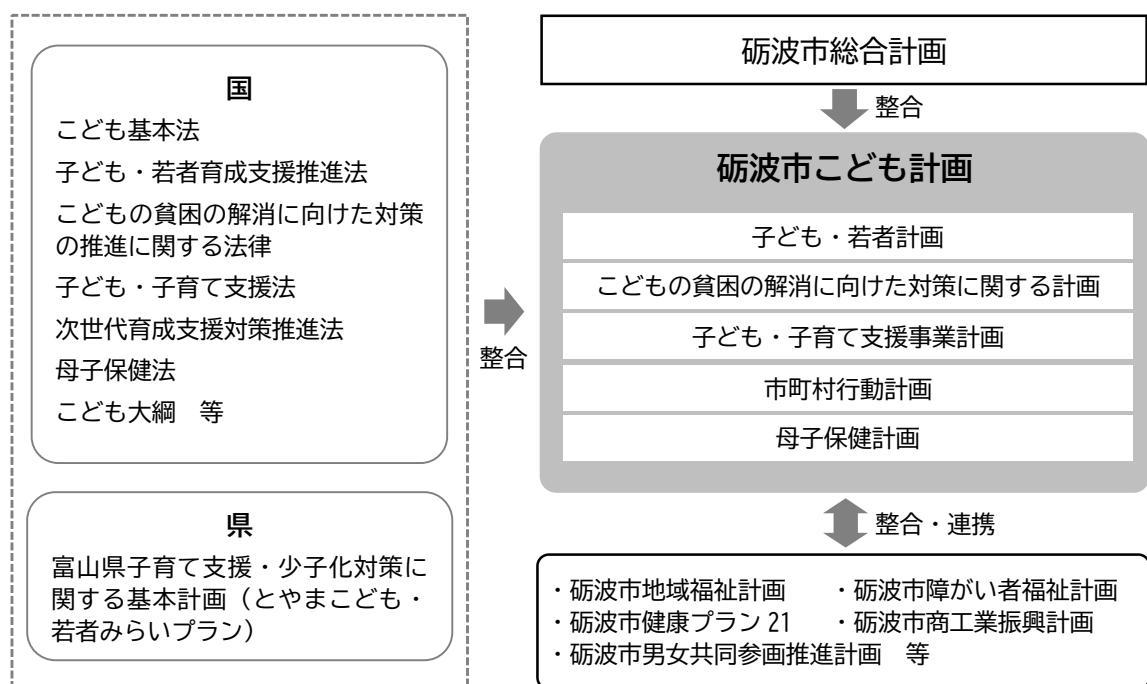
2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、国や県等の上位計画及び動向等を踏まえるとともに、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を包含するものとします。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画の調査・策定		砺波市こども計画（5年間）				

4 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期の者としませんが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

第2章

砺波市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる砺波市の現況

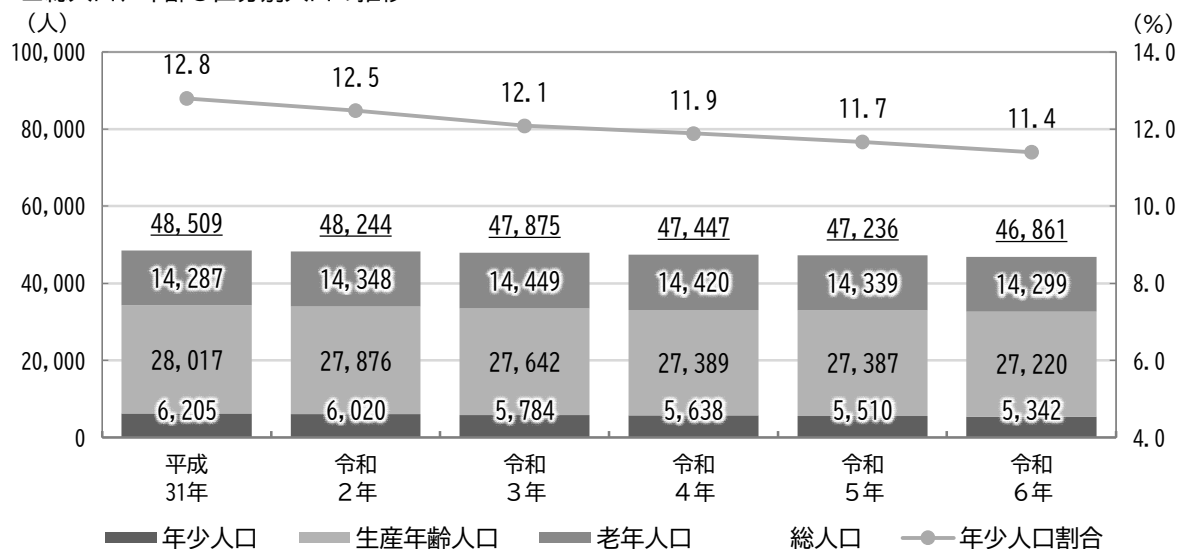
(1) 人口の状況

本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年で46,861人となっています。年齢3区分別で見ると、老年人口は平成31年から令和3年まで増加していましたが、令和4年以降は減少傾向になっています。年少人口、生産年齢人口は平成31年以降で減少傾向にあり、少子高齢化の傾向が続いています。年少人口割合は令和6年で11.4%となっています。

令和6年の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに45～49歳の人口と、50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。また、男女ともに団塊ジュニア世代の親世代である70～74歳の人口も多くなっています。

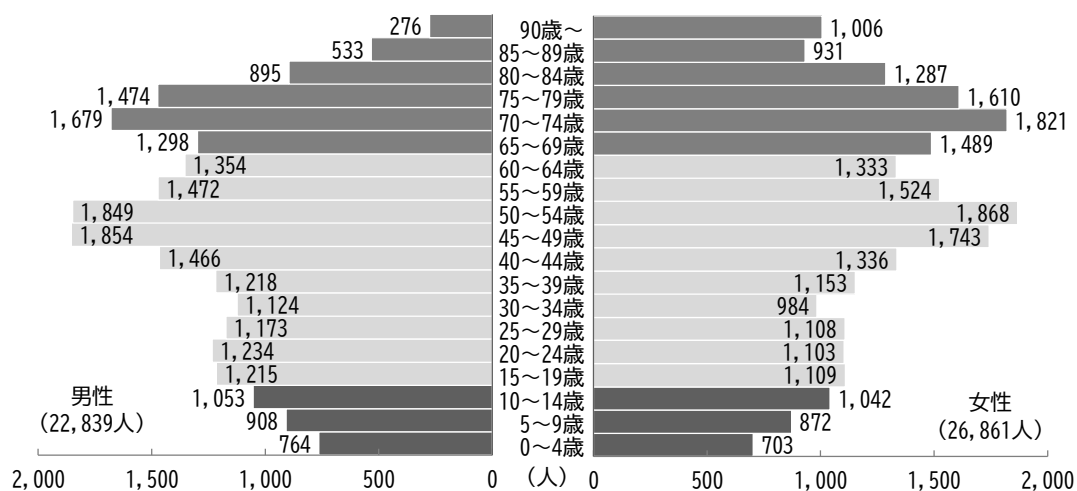
一方、団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくらみはみられず、15歳未満の人口が少なくなっています。

■総人口、年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■砺波市の人口ピラミッド

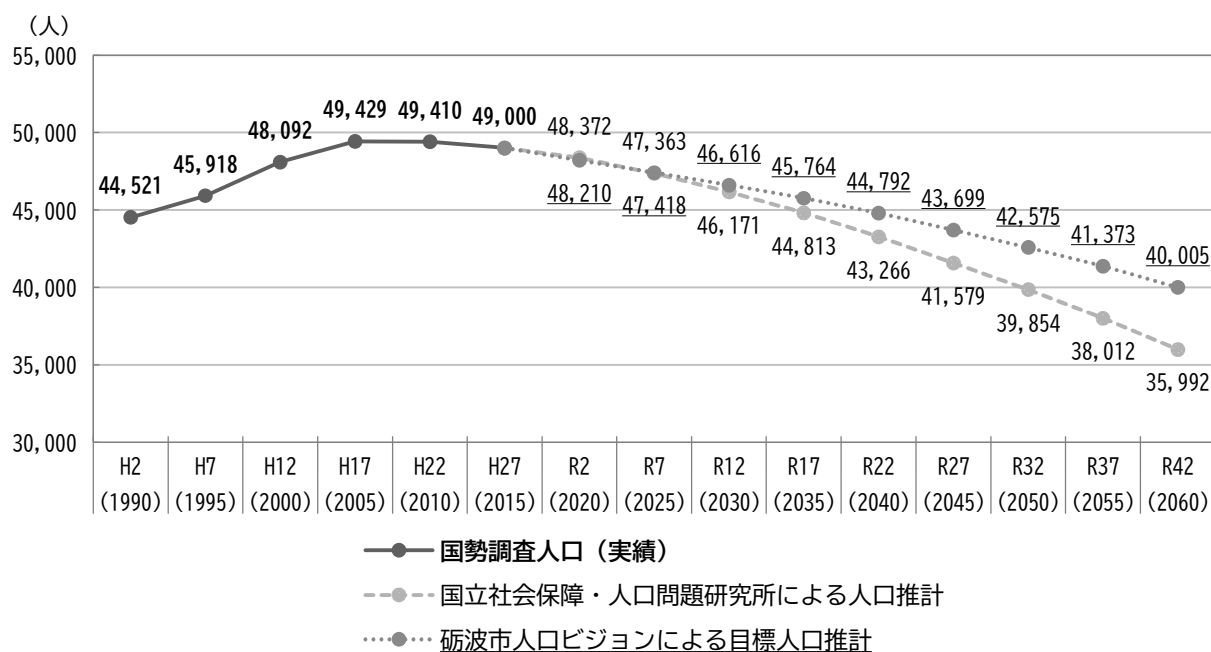


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

(2) 第2次砺波市総合計画・後期計画における将来人口の推計

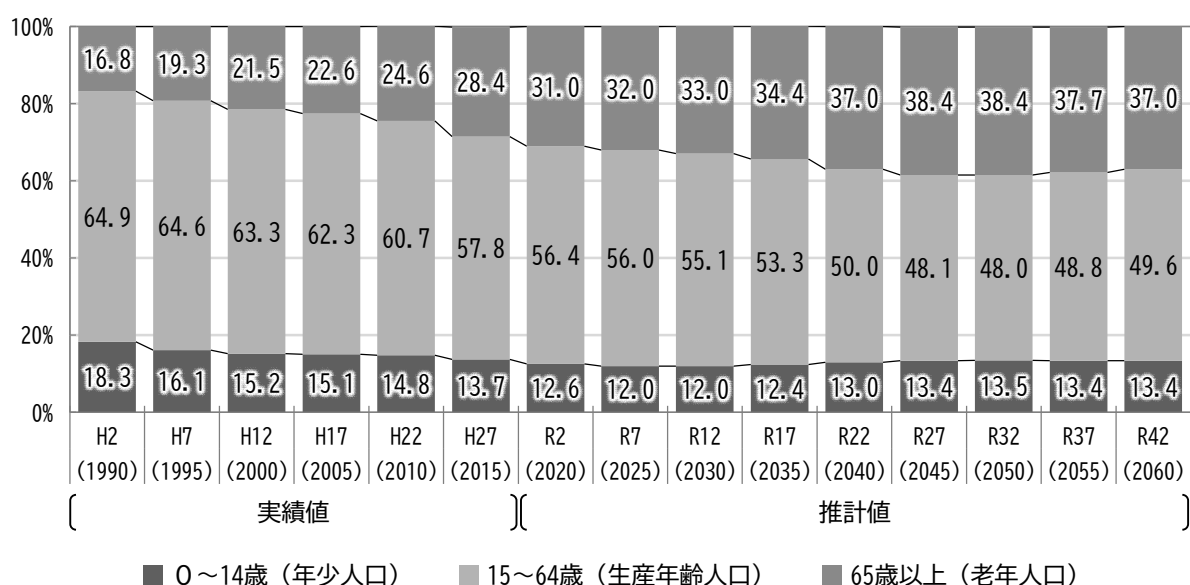
本市の将来人口について、令和元年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和42年（2060年）の人口は35,992人と現在と比べて約3割減少するものと推計されていますが、令和4年3月に策定された第2次砺波市総合計画・後期計画においては、本市のこれまでの人口減少対策をより一層積極的に展開することにより令和42年（2060年）までの目標人口は40,000人を目指すこととされています。

■人口の推移及び人口推計・目標人口推計



資料：砺波市人口ビジョン

■目標人口推計による年齢3区分別人口割合の推移



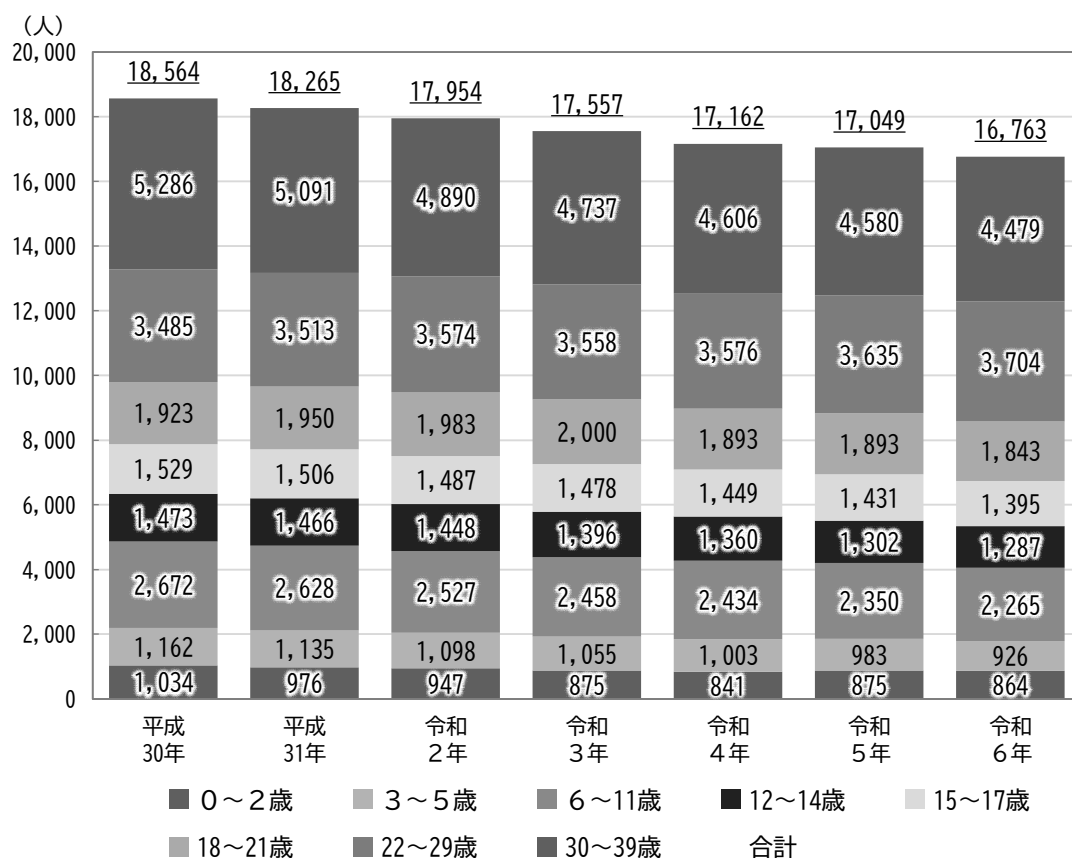
資料：砺波市人口ビジョン

(3) こども・若者の人口の状況

本計画の対象となる、本市のこども・若者の人口は平成30年以降減少傾向にあり、令和6年には16,763人となっています。

年齢別にみると、平成30年から令和6年にかけて0～2歳、3～5歳で特に減少しています。なお、22～29歳は令和6年で3,704人と、他の年代が減少しているのに対し、平成30年と比べて微増となっています。

■こども・若者の人口の推移



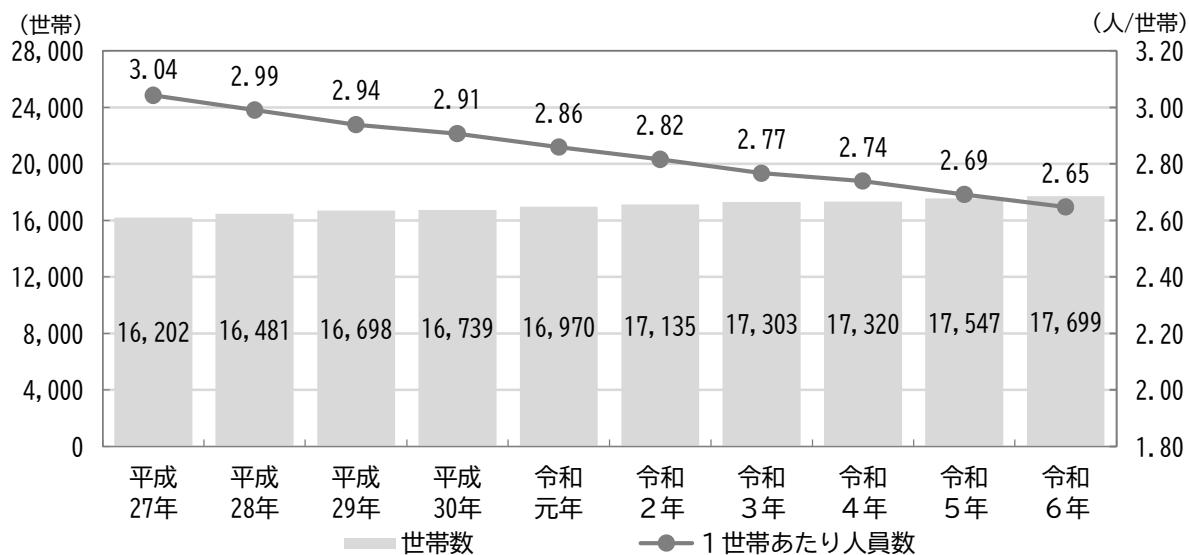
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(4) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加し、令和6年で17,699世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数は年々減少し、令和6年で2.65人となっています。

本市のひとり親世帯数をみると、母子世帯は、平成27年から令和6年にかけて、増減しながらおおむね減少傾向で推移しており、令和6年で290世帯となっています。また、父子世帯は40世帯台で増減しながら推移しています。

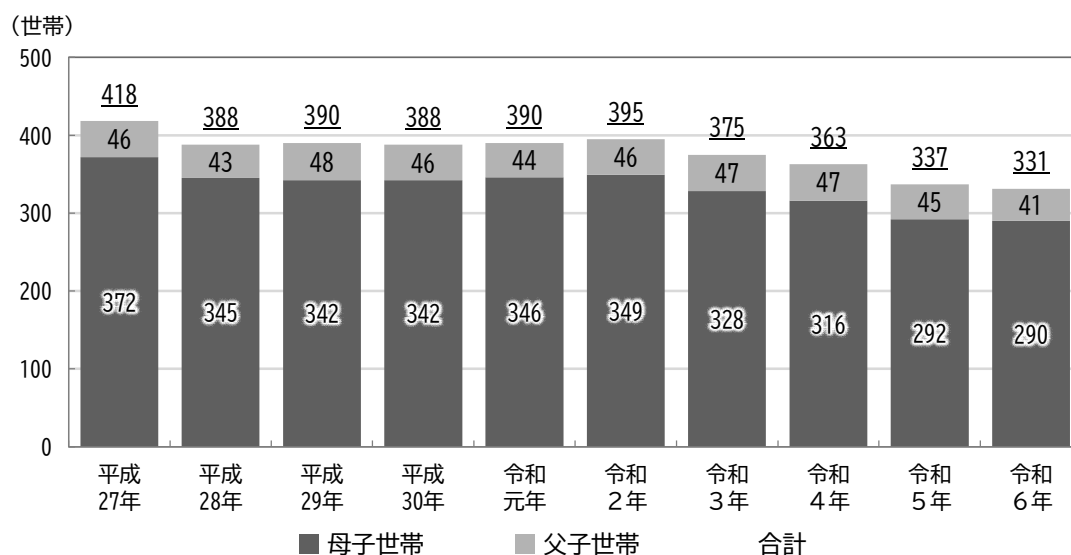
■世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



※令和6年のみ3月末時点。市HPより

資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■ひとり親世帯数の推移



資料：こども課（各年1月31日時点）

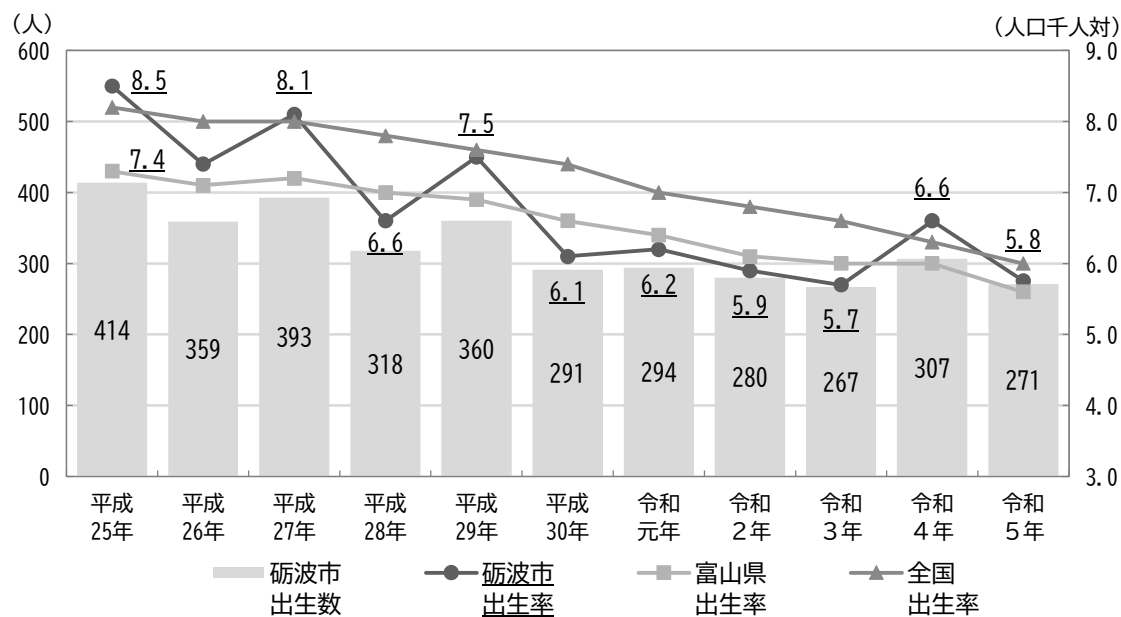
(5) 出生等の状況

出生数は増減しながら減少傾向にあり、令和5年で271人となっています。

人口1,000人に対する出生率は、増減しながら減少傾向で推移していましたが、令和5年は5.8と全国と比べて低く、富山県と比べて高くなっています。

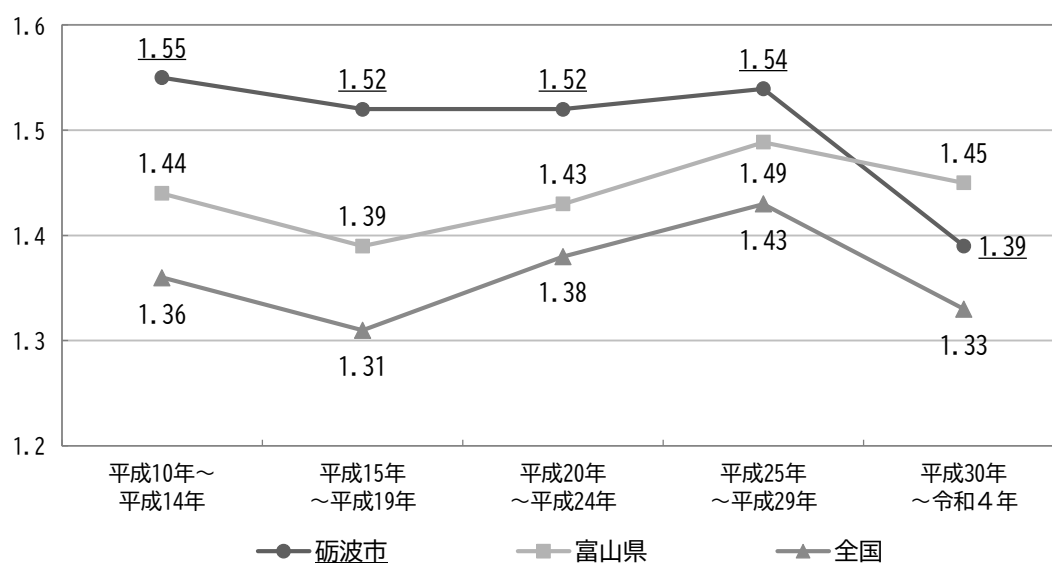
合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の直近の値では1.39となっており、平成10年～平成14年以降で最も低くなっています。なお、平成10年～平成14年以降、全国、富山県を上回って推移していましたが、平成30年～令和4年で富山県の1.45を下回っています。

■出生数及び出生率の推移



資料：全国・富山県及び砺波市の令和4年までは「人口動態統計」。砺波市の令和5年は出生数が「絵で見る統計」、出生率は令和5年9月末の住民基本台帳による総人口を用いて算出。

■合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数。

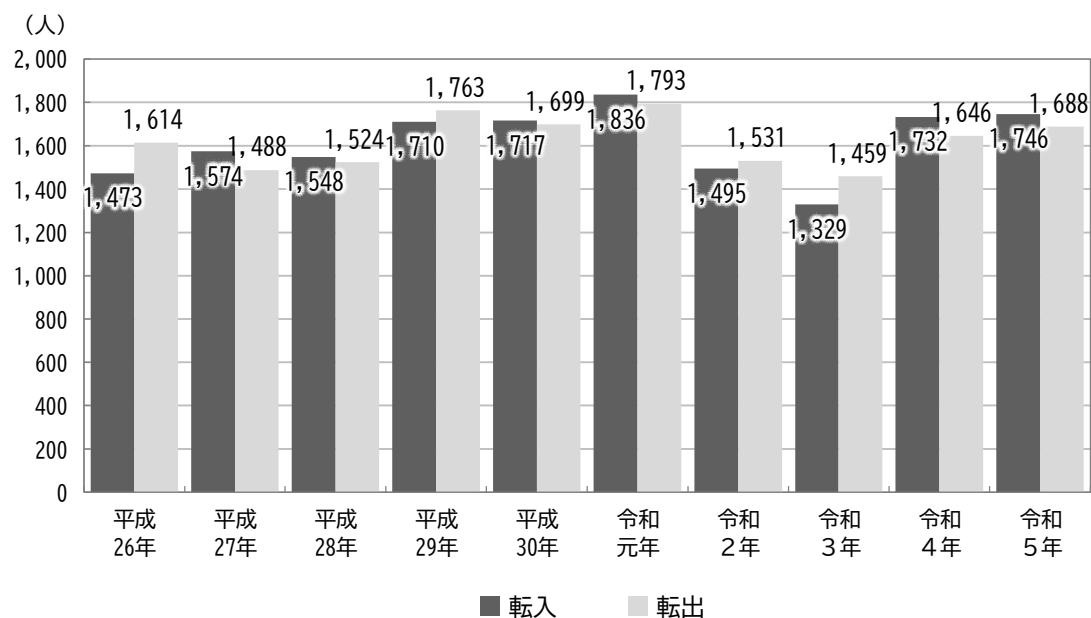
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 転入・転出の状況

転入者数及び転出者数は、令和元年をピークに減少傾向にありましたが、令和3年以降再び増加に転じ、令和5年には転入者数が1,746人、転出者数が1,688人となっています。

令和4年以降、転入者数が転出者数を上回っており、社会動態は増加となっています。

■転入者数・転出者数の推移



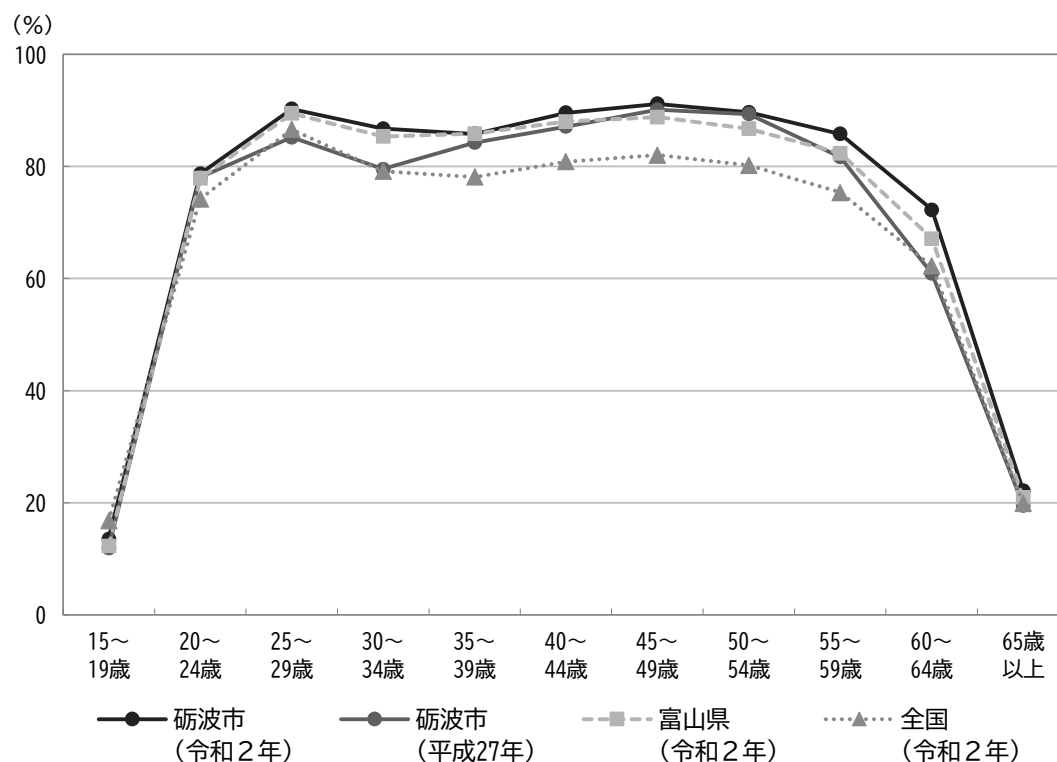
資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

(7) 就業の状況

女性の労働力率は、経年で比較すると全体的に上昇していますが、未だ30歳代で割合が低い「M字カーブ」になっており、平成27年と比較すると「M字カーブ」の谷は浅くなっているものの、出産・子育て期に離職する女性が存在しているものと考えられます。

なお、令和2年では15～19歳を除く年代で、富山県、全国と同等または高くなっています。

■女性の労働力率



(%)

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
砺波市 (令和2年)	13.6	78.7	90.2	86.7	85.8	89.5	91.1	89.6	85.8	72.2	22.1
砺波市 (平成27年)	11.9	78.0	85.2	79.5	84.2	87.1	90.1	89.3	81.7	60.9	19.6
富山県 (令和2年)	12.3	77.9	89.4	85.3	85.8	88.0	88.8	86.7	82.3	67.1	21.0
全国 (令和2年)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

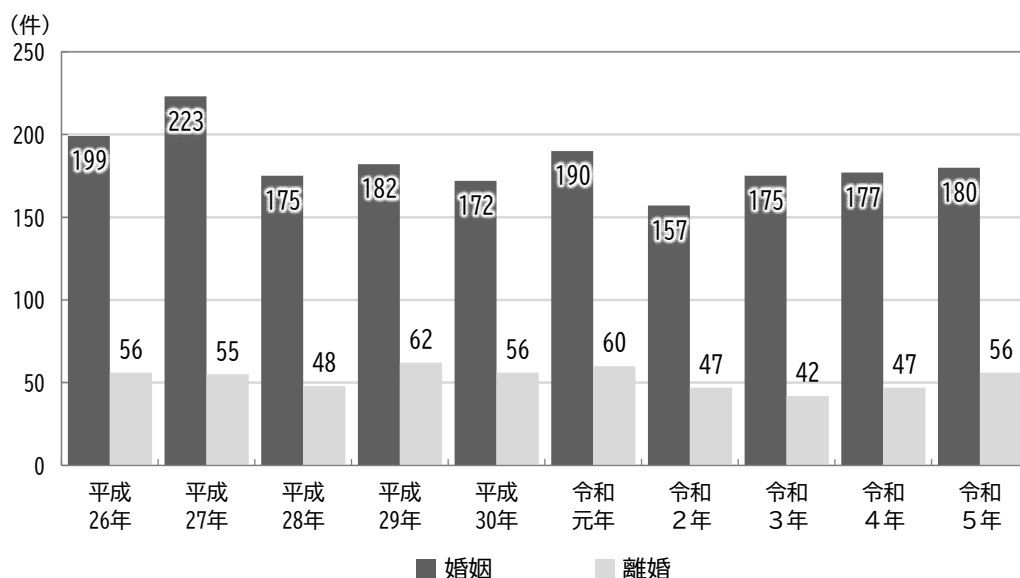
(8) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和2年まで増減しながら推移、令和3年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和5年には180件となっています。

離婚件数は、令和3年まで増減しながら推移していましたが、令和4年以降はわずかに増加傾向となっています。

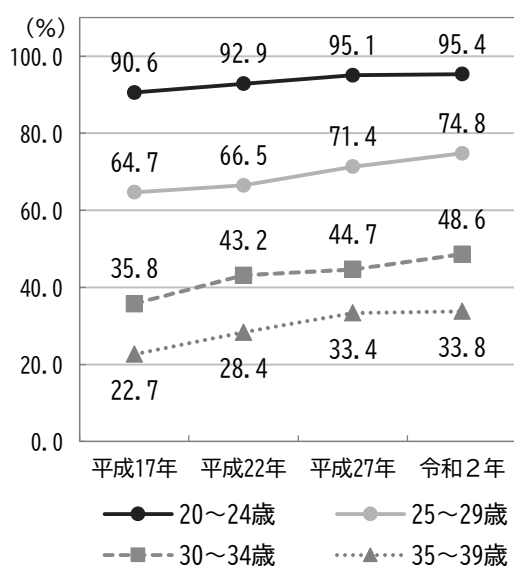
未婚率は、平成17年以降で男女ともに上昇傾向にあり、男性は女性と比べて20代後半から30代にかけて高くなっています。

■婚姻・離婚件数の推移

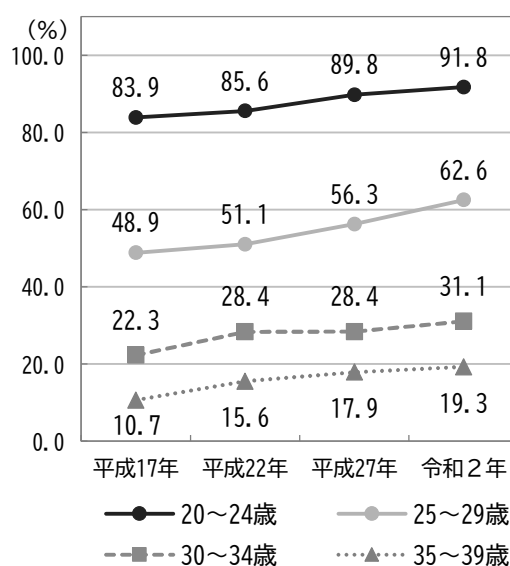


資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

■未婚率の推移（男性）



■未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(9) 就学援助受給生徒数の推移

就学援助受給生徒数について、要保護児童生徒数は令和3年度以降0人となっています。準要保護児童生徒数は増減しながら推移しており、令和5年度の小中学生の合計は386人となっています。就学援助率は小中学生ともに増加傾向にあります。

■就学援助受給生徒数の推移 (人、%)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	小学	中学	合計	小学	中学	合計	小学	中学	合計
児童生徒数	2,586	1,434	4,020	2,489	1,420	3,909	2,418	1,372	3,790
要保護児童生徒数	0	1	1	0	1	1	0	0	0
準要保護児童生徒数	240	134	374	250	136	386	261	135	396
就学援助率	9.3	9.4	9.3	10.0	9.6	9.9	10.8	9.8	10.4
	令和4年度			令和5年度					
	小学	中学	合計	小学	中学	合計			
児童生徒数	2,388	1,335	3,723	2,302	1,278	3,580			
要保護児童生徒数	0	0	0	0	0	0			
準要保護児童生徒数	259	128	387	251	135	386			
就学援助率	10.8	9.6	10.4	10.9	10.6	10.8			

資料：教育総務課（各年度3月31日現在）

(10) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあり、令和5年度で180人となっています。

■児童扶養手当の区分別受給者数の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全部支給	106	89	87	88	75
一部支給	138	136	127	116	105
計	244	225	214	204	180
全部停止	101	105	103	91	108
合計	345	330	317	295	281

※「全部停止」は所得制限により一時的に支給停止中の者。

資料：こども課（各年度12月31日現在）

(11) 児童相談件数の推移

児童相談件数は、令和3年度以降減少しており、令和5年度で91件となっています。

■児童相談件数の推移 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待相談	28	33	30	20	30
その他の相談	72	126	83	75	61
計	100	159	113	95	91

資料：こども家庭センター（各年度4月1日～3月31日）

２ アンケート調査結果からみる砺波市の現況

（１）砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育、子育て支援に関する現在の状況や今後の利用希望等を把握することを目的として、「砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。

■実施概要

		未就学児保護者	小学生保護者	小学生
対象		市内在住の未就学児の保護者 1,200 人	市内在住の小学生の保護者 800 人	市内在住の小学生 800 人
調査方法		住民基本台帳より対象者を無作為抽出し、郵送による配布、郵送及びインターネット回答フォームによる回収		
調査期間		令和6年4月15日～4月30日		
回収数	郵送	311	211	199
	インターネット	252	141	86
	合計	563	352	285
回収率		46.9%	44.0%	35.6%

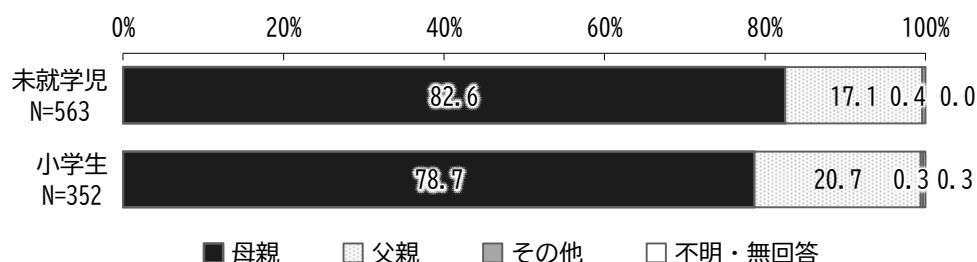
※「前回調査」とは平成30年度に実施した「砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を指します。

※複数回答のグラフには「不明・無回答」を表示していません。

①回答者の属性（保護者）

調査の回答者は、未就学児保護者、小学生保護者ともに8割前後が「母親」となっています。

■調査回答者

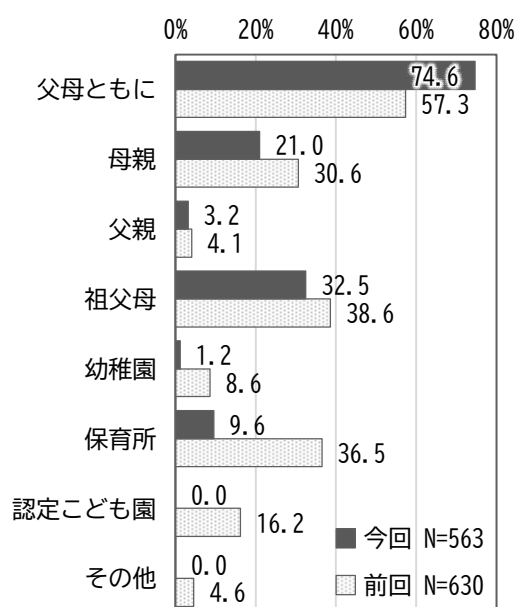


②子育てに日常的に関わっている人（施設）（保護者）

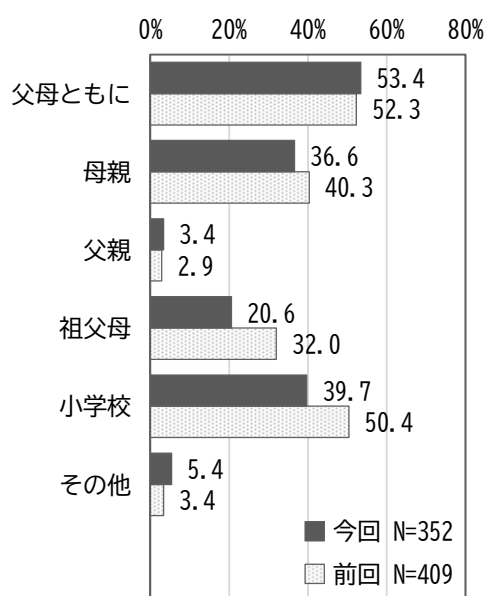
こどもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、未就学児保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が増加しています。

■こどもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

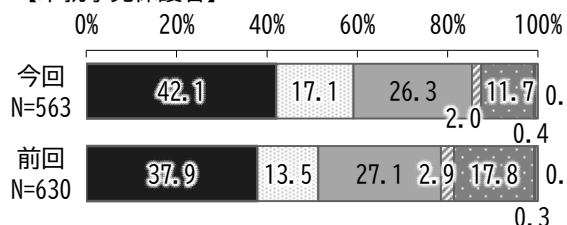


③母親の就労状況（保護者）

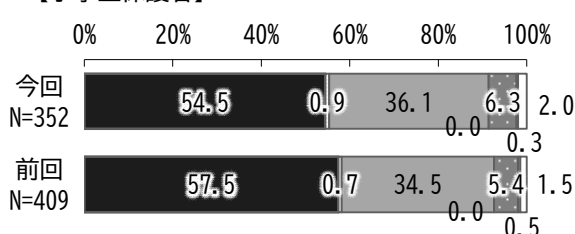
母親の現在の就労状況は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、未就学児保護者では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加している一方で、小学生保護者では減少しています。

■母親の就労状況

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

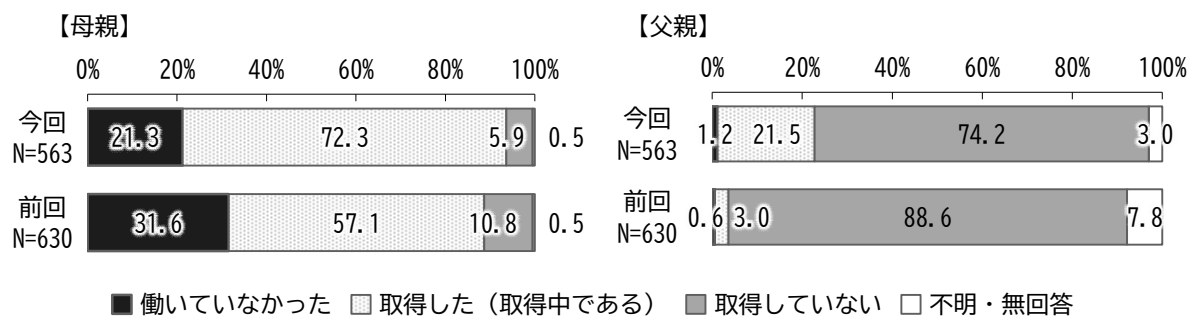


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

④職場の両立支援制度について（保護者）

こどもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況は、母親で「取得した（取得中である）」が、父親で「取得していない」がそれぞれ最も高くなっています。前回調査と比較すると、母親、父親ともに「取得した（取得中である）」が増加しています。

■育児休暇の取得状況（未就学児）

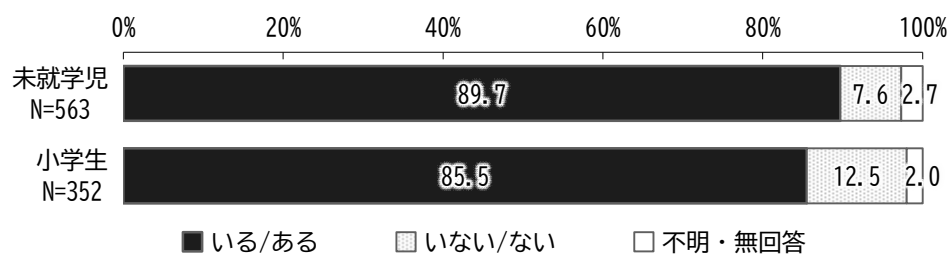


育児休暇を取得しなかった理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が、父親で「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がそれぞれ上位となっています。

⑤子育ての悩みについて（保護者）

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる相手の有無は、未就学児保護者で「いる/ある」が89.7%、「いない/ない」が7.6%、小学生保護者で「いる/ある」が85.5%、「いない/ない」が12.5%となっています。

■子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる相手の有無



相談できる相手が「いる/ある」と回答した人の主な相談先は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」「保育士」「学校の先生」等身近な人が上位となっています。一方で、「市の子育て関連担当窓口」は1割未満と低くなっています。

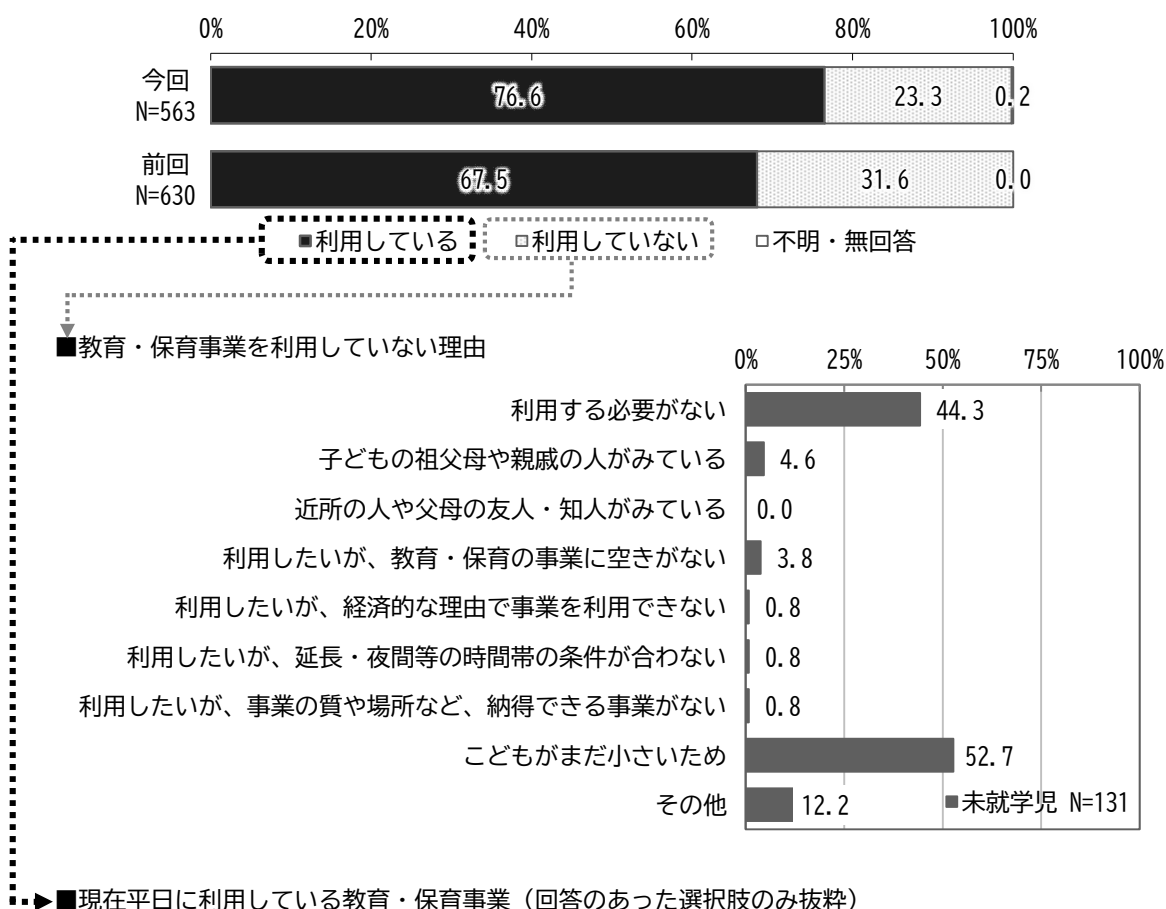
⑥幼児教育・保育事業について（未就学児保護者）

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が76.6%、「利用していない」が23.3%となっています。前回調査と比較すると、「利用している」が9.1ポイント増加しています。

平日に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が最も高くなっています。

教育・保育事業を利用していない理由は、「こどもがまだ小さいため」が最も高く、次いで「利用する必要がある」となっています。

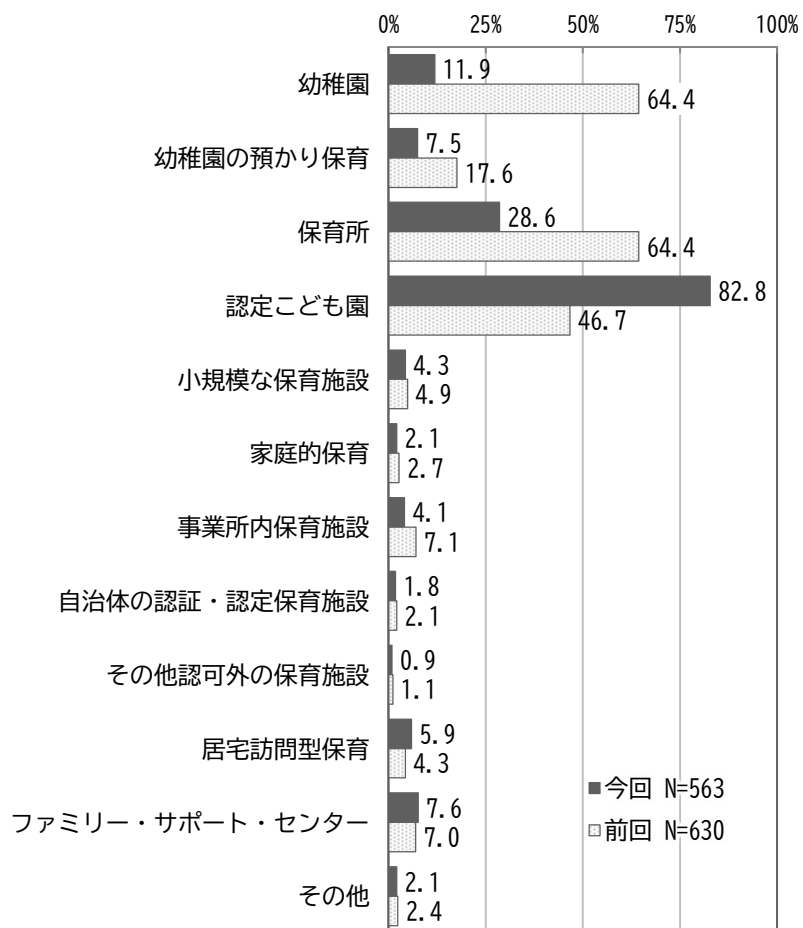
■定期的な教育・保育事業の利用状況



※「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「ファミリーサポートセンター」については回答がなかったため、グラフに掲載していません。

今後利用したい平日の教育・保育事業は、「認定こども園」が最も高く、次いで「保育所」となっています。前回調査と比較すると、特に「幼稚園」「保育所」が減少し、「認定こども園」が増加しています。

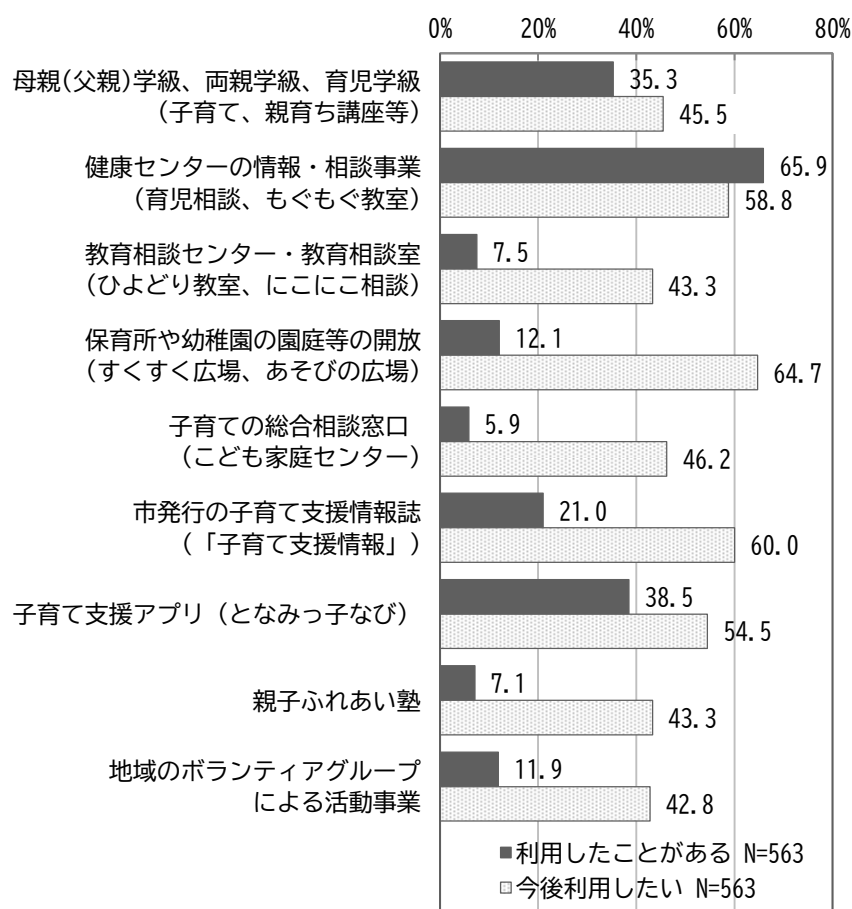
■今後利用したい平日の教育・保育事業



⑦地域の子育て支援事業について（未就学児保護者）

地域の子育て支援事業について、利用状況（利用したことがある）をみると「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ教室）」が最も高く、次いで「子育て支援アプリ（となみっ子なび）」となっています。利用希望（今後利用したい）をみると、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（すくすく広場、遊びの広場）」が最も高く、次いで「市発行の子育て支援情報誌（「子育て支援情報」）」となっています。「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ教室）」以外の事業で、利用希望（今後利用したい）が利用状況（利用したことがある）を上回っています。

■地域の子育て支援事業の利用状況及び利用希望



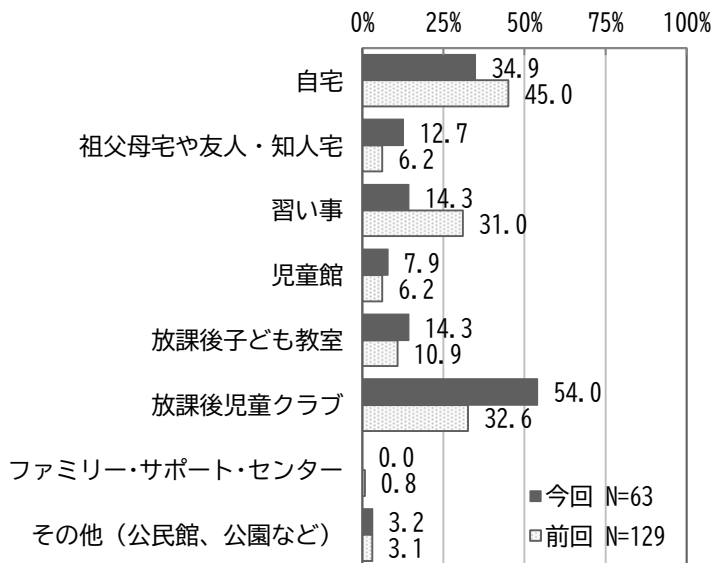
⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について（保護者・小学生）

小学校就学後、小学校低学年（１～３年生）の間の平日の放課後の過ごし方の希望は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「自宅」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、未就学児保護者、小学生保護者ともに特に「放課後児童クラブ」が増加しています。

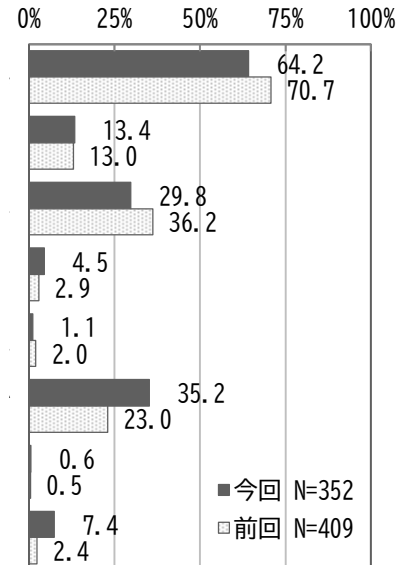
小学生の学校が終わったあとの過ごし方は、「家できょうだいや家族と遊んでいる」が最も高く、次いで「家でひとりでゲームなどしている」となっています。

■小学校低学年の間の平日の放課後の過ごし方の希望

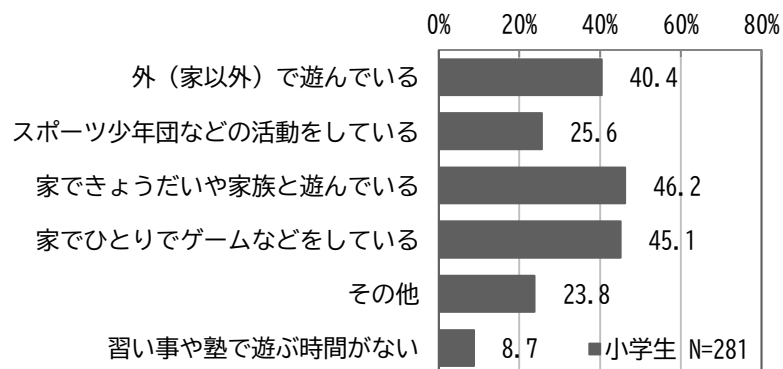
【未就学児保護者（５歳以上）】



【小学生保護者】



■放課後の過ごし方（小学生）

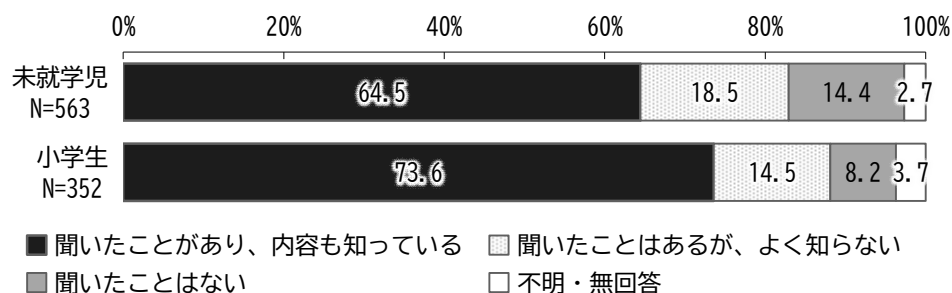


⑨ヤングケアラーについて（保護者）

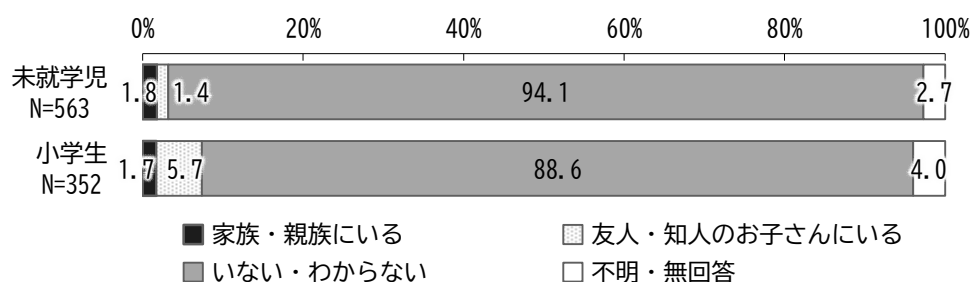
「ヤングケアラー」という言葉の認知状況は、「聞いたことがあり、内容も知っている」は未就学児保護者で64.5%、小学生保護者で73.6%となっています。

ヤングケアラーと思われるこどもが身近にいるかは、「いる」（「家族・親族にいる」と「友人・知人にいる」の合算）は未就学児保護者で3.2%、小学生保護者で7.4%となっています。

■「ヤングケアラー」という言葉の認知度



■ヤングケアラーと思われるこどもが身近にいるか



⑩市に望む子育て支援（保護者）

本市に対して期待する子育て支援は、未就学児保護者で「こどもが安心して遊べる公園等の整備」が、小学生保護者で「医療費助成や児童手当などの充実」がそれぞれ最も高くなっています。

■砺波市に対して期待する子育て支援（上位5位を抜粋）

	未就学児保護者 (N=563)	小学生保護者 (N=352)
1	こどもが安心して遊べる公園等の整備 (69.1%)	医療費助成や児童手当などの充実 (70.7%)
2	医療費助成や児童手当などの充実 (67.0%)	こどもが安心して遊べる公園等の整備 (55.1%)
3	働きながら子育てできる労働環境の整備 (55.2%)	働きながら子育てできる労働環境の整備 (51.7%)
4	こどもが楽しめるイベントなどの充実 (52.4%)	こどもの医療体制の充実 (48.0%)
5	こどもの医療体制の充実 (49.7%)	教育体制の充実 (42.0%)

(2) 中学生・高校生の生活状況に関する調査結果

市内の中学校・高等学校に通学することも・若者の、普段の生活や考え方を把握し、基礎資料とするため、「砺波市中学生・高校生の生活状況に関する調査」（以下「生活状況調査」という。）を実施しました。

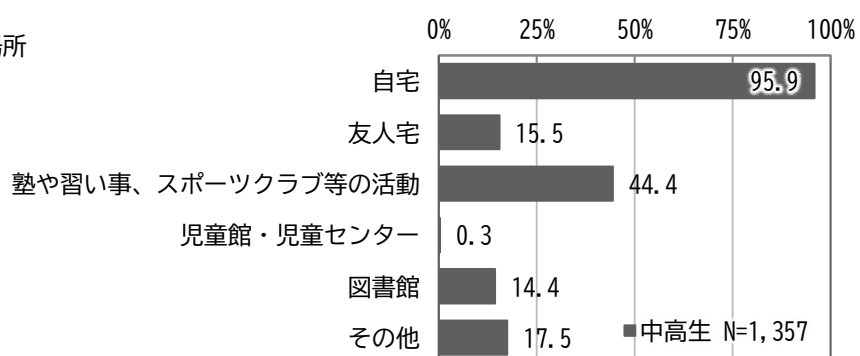
■実施概要

	中学生	高校生
対象	市内中学校4校の全生徒 1,259 人	市内高等学校2校の全生徒 815 人
調査方法	インターネットを利用したアンケート調査	
調査期間	令和6年7月10日～7月24日	
回答数	816 件	541 件
回答率	64.8%	66.4%

①放課後過ごす場所について

放課後過ごすことが多い場所は「自宅」が最も高く、次いで「塾や習い事、スポーツクラブ等の活動」となっています。

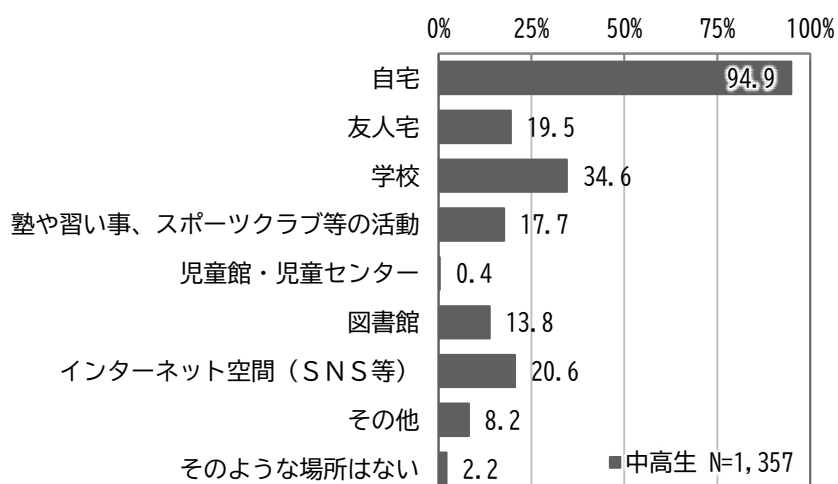
■放課後過ごすことが多い場所



②安心して過ごせる場所

安心して過ごせる場所は、「自宅」が最も高く、次いで「学校」となっています。「インターネット空間（SNS等）」も比較的に高くなっています。なお、「そのような場所はない」は2.2%となっています。

■安心して過ごせる場所

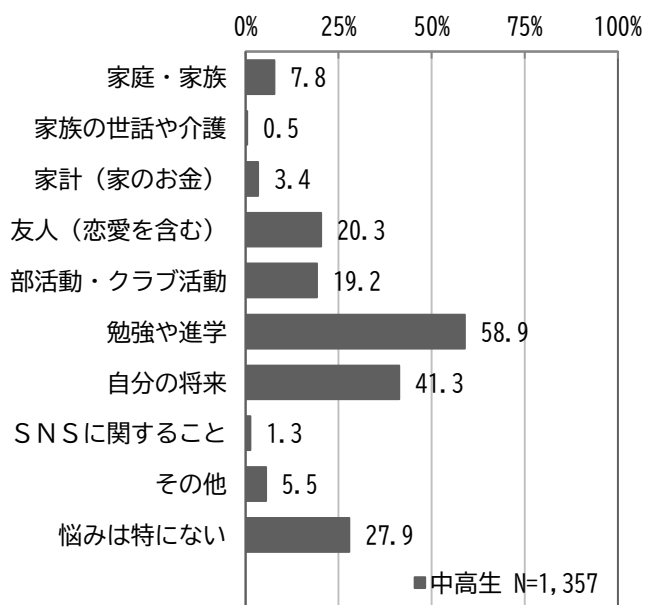


③悩み事について

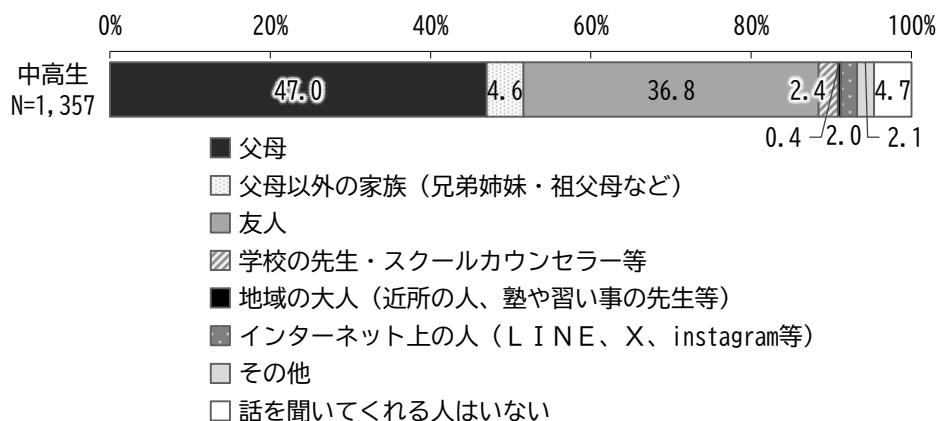
現在悩んでいることは、「勉強や進学」が最も高く、次いで「自分の将来」となっています。なお、「悩みは特にない」は27.9%となっています。

悩みがあるとき話を聞いてくれる人は、「父母」が最も高く、次いで「友人」となっています。なお、「話を聞いてくれる人はいない」は4.7%となっています。

■現在悩んでいること



■悩みがあるとき話を聞いてくれる人



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

将来を担う全てのこどもが、一人一人の権利が十分に保障された環境の中で安心して成長し、自らの力で明るい未来を切り開くことができる社会の実現を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

砺波市こども計画の基本理念

育み 咲かせよう こどもの未来

2 重要な視点

基本理念を実現するため、次の5つの視点を重視して本計画の施策に取り組みます。

視点その1 こども・若者の利益の尊重

こども・若者は、社会の未来をつくる力です。こども・若者の幸せを第一に考え、その利益が最大限に尊重されるよう配慮することが重要です。全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指します。

視点その2 次代を担う人づくり

全てのこども・若者の多様な学びや体験活動等の機会を確保し、自分らしく生き抜く力を育むことが重要です。また、こども・若者の社会参画や意見反映を推進するため、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする必要があります。さらに、こども・若者が、将来働くことや誰かと家族になること、親になることに夢や希望を持てよう支援することが大切です。

視点その3 社会全体による支援

次代を担う子ども達の成長を社会全体で支えていくためには、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、こども施策や子育て支援の重要性への関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。家庭、地域、学校、行政、関係機関、企業等がそれぞれ、こども・若者や子育てを見守り、支え合うことができる社会の実現を目指します。

視点その4 家庭への支援

こども・若者を心身ともに健やかに育むためには、全ての家庭が安心して子育てができる教育・保育環境の整備が欠かせません。子育て家庭の孤立化を防ぎ、その様々な事情や多様なニーズに対応できるよう、行政、地域、学校、関係機関等が連携することにより子育て家庭をサポートできる体制づくりを進めます。

視点その5 こども・若者の未来への支援

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育の機会均等を保障するとともに、こどもの状況に応じて継続的に支援していくことが大切です。生まれ育った環境にかかわらず、全てのこども・若者が夢や希望を持って豊かな人生を送れるよう、こどもの貧困問題の解消に向けて取り組みます。

3 基本目標と施策体系

基本目標

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、こども・若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者の意見表明や社会参画の機会の充実を図ります。また、交流機会や居場所の創出など地域全体でこども・若者を支える環境づくりを推進します。

基本目標2 ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、妊娠、出産から幼児期を中心とした母子保健や小児医療、食育、思春期・青年期におけるこころの健康づくりまで、こども・若者、子育て当事者に対する切れ目のない心身の健康づくりを推進します。

基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が基本的な生きる力を身につけ、能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、様々な教育や体験の機会の充実を図ります。また、若い世代が将来仕事に就くことや家庭を持つことに明るい希望を持てるような環境づくりを推進します。

基本目標4 子育て家庭を支える取組の推進

子育て当事者の不安や孤立感、仕事との両立などの悩みが軽減され、子育てに喜びや幸せを感じられるよう、各種子育て支援サービスや地域における子育て支援等の充実を図るとともに、「共働き・子育て」を推進します。

基本目標5 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境の整備

こどもが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ対策や不登校児童生徒への支援の強化を図るとともに、教職員への啓発等を推進します。また、こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標6 支援が必要なこども・若者へのきめ細かな取組の推進

こども・若者の人権が尊重される環境づくりを推進するため、虐待防止や支援体制の強化を図ります。また、障がいのあるこども・若者やヤングケアラー、貧困状態にあるこども等やその家庭に対して、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

主要施策

個別施策

1 こどもの権利等に関する情報提供・啓発活動の推進

① こどもの人権啓発活動の推進

P32

2 こども・若者の意見反映や社会参画の推進

① こども・若者の意見を聴く機会の確保と市政への反映

P32

3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

① 体験・交流機会の充実
② こども・若者の多様な居場所づくり

P33

4 母子に対する健康支援の充実

① 安全な出産に向けた知識の定着と支援
② 妊娠・出産への切れ目のない支援

P35

5 こども・若者の健康づくり

① 乳幼児健診等の推進
② こどもの歯科保健の充実
③ 家庭・学校・地域が連携した食育の推進
④ 小児医療の充実
⑤ 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進
⑥ こころの健康の増進

P37

6 こどもの生きる力を育む教育の充実

① こどもの読書活動の充実
② 道徳・モラル等の定着
③ 学校における教育の充実
④ 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備

P40

7 未来を担うこども・若者への支援

① ライフプランニング教育やキャリア形成支援の充実

P42

8 若者の就学・就労や結婚の希望を叶えるための支援

① 若者の就学・就労に向けた支援の充実
② 結婚の希望を叶えるための支援の充実

P43

9 子育て支援の充実

① 教育・保育サービスの充実
② 子育て相談や講座の充実
③ 子育て世帯への経済的支援の充実

P44

10 地域における子育て支援の推進

① 地域における交流機会の充実
② 地域における子育て支援の推進

P46

11 子育てと仕事の両立支援

① 子育てと仕事の両立に向けた環境整備
② 共働き・共育の推進

P47

12 ひとり親家庭への支援

① 保護者の就労・経済的自立に向けた支援
② ひとり親家庭が抱える生活課題に対する支援

P48

13 安心して生活できる学校環境づくり

① 信頼される学校づくり
② 教職員への研修等の充実
③ いじめや不登校に対する取組の推進

P50

14 安全・安心なまちづくりの推進

① 防犯・交通安全対策の推進
② 情報モラル教育の充実
③ 防災体制の強化
④ 非行の防止と自立支援

P51

15 こどもの虐待防止の強化

① 児童虐待の予防
② 虐待の早期発見・早期対応

P54

16 障がいのあるこども・若者への支援

① 地域における支援体制等の強化
② 保育所等におけるインクルージョンの推進

P55

17 ヤングケアラーの支援

① ヤングケアラーの支援の充実

P56

18 こどもの貧困対策の推進

① 連携による教育支援の推進
② 教育費負担の軽減
③ 保護者の自立支援の推進

P57

第4章 施策の展開

基本目標１ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

１ こどもの権利等に関する情報提供・啓発活動の推進

① こどもの人権啓発活動の推進

こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育てに関わる者をはじめとする全ての大人に対して、様々な機会や媒体を通して広く周知し、社会全体で共有します。

No.	事業	方向性	担当
1	こどもの権利の啓発	こどもの権利やこどもが権利の主体であることについて、こども自身を含め社会全体に広く周知します。	こども課
2	人権啓発	人権擁護委員、民生委員・児童委員等を対象にこどもの権利について学ぶ講演会等を開催し、こどもの権利擁護の考えを普及します。	総務課 こども課

２ こども・若者の意見反映や社会参画の推進

① こども・若者の意見を聴く機会の確保と市政への反映

こども・若者が自らの意見を持ち、それを積極的に表明することができるよう、意見を聴く仕組みづくりや場・機会の確保に努めます。

No.	事業	方向性	担当
3	こどもの意見 プラス事業 (新)	こどもの意見を施策に反映させるため、こどもから意見を聴く機会をつくれます。	こども課
4	こども・若者の 意見の広聴 (新)	こどもや若者が多く集まる行事やイベントの機会を利用して、こどもや若者の施策に対する意見を聴収します。	企画政策課

3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

① 体験・交流機会の充実

地域と学校、関係機関などと連携し、様々な機会をとらえて多様な体験活動を展開することにより、こどもの生きる力を育成します。

No.	事業	方向性	担当
5	地域住民との交流活動の推進	放課後児童クラブと連携し、放課後や週末等に公民館、児童クラブ、PTAなど地域の方の参画を得て、こどもの学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	こども課 生涯学習・スポーツ課
		地域の公民館や敬老会等と連携し、高齢者とのふれあいや文化と遊びの継承、市老人クラブ連合会などとの交流等を行います。	こども課
6	地域ボランティアによる学習支援	退職教職員や地域の方に、学習支援ボランティアとして学習面での支援や補助をしていただくなど、地域の教育力を活用して、確かな学力の育成を目指します。	教育総務課
		こどもや高齢者などの地域の住民が、世代を超えて地域で集い交流ができる場を確保し、地域の大人による学習支援等を通じて、地域全体でこどもを見守り支える取組を支援します。	こども課 生涯学習・スポーツ課

② こども・若者の多様な居場所づくり

全てのこども・若者が安心して、自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図ります。

No.	事業	方向性	担当
7	児童館・児童センター	地域においてこどもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。	こども課
8	子ども食堂の取組への支援	民間団体が行う地域のこどもへの食事及び交流の場を提供する取組に対して支援します。	こども家庭センター
9	公園の整備	こどもや親子のやすらぎ・憩いの場として公園を整備します。	都市整備課

No.	事業	方向性	担当
10	多世代交流 施設の整備 (新)	旧幼児教育施設や高齢者向け福祉施設を「多世代交流施設」に改修（建築物、空調、設備、備品、駐車場等の整備）し、こどもが地域の高齢者とふれあえる場として運営します。	社会福祉課

基本目標２ ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供

4 母子に対する健康支援の充実

① 安全な出産に向けた知識の定着と支援

安心して妊娠・出産できるよう、性や妊娠に関する正しい知識の定着や、支援の充実を図ります。

No.	事業	方向性	担当
11	不妊・不育症への支援	不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担及び精神的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	健康センター
12	プレママクラスの実施	妊娠中期の妊婦を対象に、妊娠の経過に伴う心と体の変化や、体重管理や食生活のポイントについて学ぶ講座を開催します。	健康センター
13	思春期の健康づくりに関する啓発	保健師等が小中学校養護教諭の連絡会等に参加して思春期の健康課題対策や学校保健の推進に協力し、児童生徒の健康づくり意識の向上を図ります。	健康センター

② 妊娠・出産への切れ目のない支援

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、事業と事業が、そして関連機関が有機的に連携した切れ目のない支援体制の強化を図ります。

No.	事業	方向性	担当
14	訪問指導等の実施	保護者の身近な支援者として市内全地区に母子保健推進員を配置し、地域の中で母子の健康づくりと、楽しい子育てを推進します。	健康センター
		地域の中で安心して子育てができるよう協力員・保健師が生後2～3か月時に訪問し支援します。	健康センター
		乳児と妊産婦の健康の保持増進を目的に、保健師・助産師等が訪問指導を行います。	健康センター
		低出生体重児等の未熟児に対し、医療機関と連携し、訪問指導を行います。また、理学療法士・保健師による個別相談を実施し、保護者の育児不安を軽減し、児の発育・発達を支援します。	健康センター

No.	事業	方向性	担当
15	妊婦保健指導・健康診査等の実施	妊娠届出時に妊娠期の健康管理が行えるよう指導します。	健康センター
		安全な妊娠・出産のために医療機関で健康診査を受けられるよう、妊婦一般健康診査受診票を14回分、産婦受診票を2回分発行します。また、産後うつ等の状況を早期に把握し、母子の心身の健康管理を図ります。	健康センター
		妊婦歯科健康診査受診票を発行し、医療機関で受診できる環境を提供します。	健康センター
16	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象とした相談の実施	母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供する窓口として「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期に至るまでの各種相談に応じます。	健康センター こども家庭センター
		妊娠届出時に「こどもノート」を配布し、こどもの月齢に応じた発達、栄養、生活リズム等の情報を提供します。	健康センター
		健康センターにおいて、母乳相談、発達相談、栄養相談、歯科相談等、専門スタッフによる相談会を週1回開催し、安心できる育児を支援します。	健康センター
17	産後ケアの推進	産婦を対象に、委託助産院の助産師が自宅を訪問または通所型サービスを利用して母親の心身や乳児のケアを行います。また、エジンバラ産後うつ質問票等を用いて、ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援に努めます。宿泊型サービスの実施も検討します。	健康センター
18	産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中、出産後1年未満の子の親を対象に、市が委託ヘルパーを派遣し、育児や家事等をサポートします。	健康センター

5 こども・若者の健康づくり

① 乳幼児健診等の推進

乳幼児への健診事業等の充実を図るとともに、発育・発達に関する相談や療育指導を実施します。

No.	事業	方向性	担当
19	乳幼児健診等の実施	こどもの健全な育成、健康増進を図るため、3か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、2歳6か月児歯科、3歳児歯科、3歳6か月児健康診査を実施します。また、未受診児については、電話・訪問等で受診勧奨を行います。	健康センター
		先天性疾患や小児疾患の早期発見に努めるとともに、望ましい生活習慣や健康管理に関する保健指導や栄養指導、育児に関する正しい知識の普及啓発を行い、健やかな発達を促します。また、3歳6か月児健康診査での視力検査に屈折検査機器を用い、斜視や弱視の早期発見へつなげます。	健康センター
20	乳幼児健診事後フォローの実施	乳幼児健康診査の結果、経過観察が必要と診断された乳幼児に対し、必要な訪問指導を行います。	健康センター
		幼児健康診査の結果、発達支援が必要と診断された乳幼児とその保護者に対し、遊びを通して発達を促す関わりについて助言します。必要に応じて専門スタッフによる個別相談も行い、早期支援・早期療育へつなぎます。	健康センター
		幼児健康診査の結果、精神発達面において要精密健康診査と診断された乳幼児とその保護者に対し、専門医師や公認心理師等による個別相談、心理判定、医学的診断等を行い、必要に応じて専門療育機関へつなぎます。	健康センター

② こどもの歯科保健の充実

適切な口腔ケアの習慣づけやむし歯・歯周病を予防するため、啓発や指導を推進します。

No.	事業	方向性	担当
21	1歳児ハブラシ訪問	1歳児を対象に、各地区の母子保健推進員が家庭訪問し、仕上げみがきの助言等、むし歯予防の啓発を行います。	健康センター

No.	事業	方向性	担当
22	歯科健康診査	1歳6か月から3歳6か月までの幼児に、半年ごとに計5回、歯科健診、相談及びフッ化物塗布を無料でを行い、むし歯予防を推進します。	健康センター
23	学校等歯科指導事業	幼児、児童と保護者を対象に、歯科衛生士による個々に応じたブラッシング指導や食生活指導を行います。	健康センター
24	歯周病対策事業	小中学校において健康教育、個に応じた指導等を実施し、歯周病の予防と啓発を行います。	健康センター
25	フッ化物洗口法によるむし歯予防事業	幼児及び児童生徒を対象に、フッ化物洗口によるむし歯予防と啓発を行います。	健康センター

③ 家庭、学校、地域が連携した食育の推進

食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を深めるため、地域や学校と連携し、発育・発達段階に応じた食育を推進します。

No.	事業	方向性	担当
26	家庭における食育の推進	給食参観や給食試食会の実施、給食展示や給食だよりの発行等を通して、保護者の給食への理解を深めます。	教育総務課 学校給食センター こども課
		親子料理教室を開催し、食材の栄養や特徴と大切さを学び、親子で楽しく料理や食事をする事で、親子の絆と「食」への理解を深めます。	健康センター 学校給食センター
27	乳幼児に対する食育の推進	6か月児もぐもぐ教室などを通して、離乳食導入期の児をもつ保護者に対し、離乳食の意味や進め方等を指導し、安心して実践できるよう支援します。	健康センター
		子育て支援センターでのおやつ教室、食事相談会等を通して、食育への関心を深めます。	こども課
28	保育施設・学校における食育の推進	食事マナーの指導を行うとともに、米・野菜作りを通して、食物や生産者、自然環境への感謝の気持ちを育みます。	教育総務課 学校給食センター こども課
29	地産地消の推進	給食で「となみブランド」をはじめとする地域の特産物や地場産農産物を使用した献立を提供し、地元食材への理解を深めます。	農業振興課 学校給食センター こども課
30	生活習慣病予防のための食育の推進	食生活改善推進員協議会の活動を通して、朝食の欠食や生活リズムの乱れを原因とする生活習慣病を予防する取組を推進します。	健康センター

④ 小児医療の充実

こどもが地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

No.	事業	方向性	担当
31	砺波医療圏急患センターの設置	市立砺波総合病院の敷地内において、平日（月～土）の夜間と、日・祝日の日中・夜間に、砺波医療圏内の小児科医・内科医が交替で診療に当たります。（小児科・内科のみ）	砺波広域圏事務組合

⑤ 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進

こどもの体力向上に向け、地域や学校と連携を図りながら、スポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。

No.	事業	方向性	担当
32	スポーツ指導者の派遣	となみ元気っ子育成事業を推進し、運動が好きなこどもを育てるとともに、児童の体力向上を図ります。	生涯学習・スポーツ課
		保育所・認定こども園の3～5歳児を対象に、運動遊び教室「ホップ・ステップ・ジャンプ」を実施し、運動が好きなこどもを育てるとともに、運動習慣を身につけます。	生涯学習・スポーツ課

⑥ こころの健康の増進

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、こころの健康に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育や普及啓発、相談支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
33	こころの相談窓口の周知	困難やストレスに直面した児童生徒が助けを求められるよう、相談窓口を周知します。	教育総務課 教育センター
		若者がSNSを通して相談支援を受けられるよう、国が行っているSNS相談について周知します。	健康センター
34	SOSの出し方に関する教育の推進	こどもが記録する「こころの天気」をもとに、困りごとや悩みに寄り添うとともに、SOSが発信できる温かい学校づくりに努めます。また、タブレット端末のフィルタリング機能を活用して、こどもからのSOSをいち早くキャッチします。	教育総務課

基本目標３ こども・若者が希望を持てる社会づくり

６ こどもの生きる力を育む教育の充実

① こどもの読書活動の充実

市立図書館を中心に、こども・若者の発達段階を踏まえた読書支援活動を展開します。

No.	事業	方向性	担当
35	本に親しむ環境づくり	各小中学校の学校司書と市立図書館司書との情報共有や協働を深め、より一層読書に親しめる環境づくりを推進します。また、「えほんのじかん」「おはなしのじかん」(砺波・庄川図書館)など、絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、こどもの創造の芽を伸ばします。	砺波図書館 庄川図書館
36	ボランティア活動の推進	「砺波ファーストブックの会」「めばえの会」「おはなしポケット」などによる幼児への読み聞かせのボランティア活動を支援します。また、「図書館お助け隊!」の活動を通して、図書館や読書への理解や関心を深めます。	砺波図書館 庄川図書館
37	こどもの読書活動の推進	「砺波市子供読書活動推進計画」を共有し、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動が推進されるよう支援します。また、「砺波市子ども読書活動推進会議」を開催し、計画の進捗を検証します。	砺波図書館 庄川図書館

② 道徳・モラル等の定着

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、こどもの心に響く道徳教育の充実を図ります。

No.	事業	方向性	担当
38	道徳教育の推進	体験活動を通して感動を共有したり、生き方について考えたりする機会を増やすなど、こどもの心に響く道徳教育を充実します。	教育総務課 教育センター
39	いのちの教育の推進	いのちをテーマとする講演会の開催等を通して、学校・家庭・地域のいじめに関する理解を深めることにより、いじめを未然に防止します。	教育総務課 教育センター

③ 学校における教育の充実

持続可能な社会の担い手づくりを意識し、児童生徒の発達段階を踏まえた指導が行えるよう、各学校における校内組織と指導体制の充実を図り、個に応じた指導や国際教育を推進します。

No.	事業	方向性	担当
40	個に応じた指導の推進	児童生徒が主体的・協働的に学べるよう、個に応じた指導を行います。	教育総務課
41	国際理解の推進	外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置を充実させ、こどもの国際理解を支援します。	教育総務課
42	GIGAスクール構想の推進	1人1台端末を活用し、自分の考えを豊かに表現したり共有したりできるよう支援します。	教育総務課

④ 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備

こども・若者が将来にわたりスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を推進します。

No.	事業	方向性	担当
43	地域の文化活動の活性化	吹奏楽や合唱、ミュージカルなどの公演のほか、講習会やワークショップなどの活動の機会を提供し、こどもの感性を伸ばします。	生涯学習・スポーツ課
44	スポーツ環境の整備	関係機関と連携し、スポーツ少年団をはじめ、こどもがスポーツに親しめる機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
45	部活動の地域移行	中学校の運動部活動の内容の充実と強化を図るため、地域の専門的な技術・指導力を備えた優れたスポーツ指導者を各校へ派遣します。	教育総務課
		中学校教員の部活動指導に係る負担を軽減するため、部活動の地域移行を推進します。	生涯学習・スポーツ課
46	スポーツ教室・イベントの開催	総合型地域スポーツクラブなどと連携し、こどもや親子が参加できるスポーツ教室・イベントを開催します。	生涯学習・スポーツ課
47	スポーツ指導者の育成	スポーツ指導者の育成を支援し、こどもへの指導力の向上を図ることを通して、運動好きなこどもを育てます。	生涯学習・スポーツ課

7 未来を担うこども・若者への支援

① ライフプランニング教育やキャリア形成支援の充実

こども・若者が、家庭を持つことや働くことに夢や希望を持つとともに、就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択することができるよう支援します。

No.	事業	方向性	担当
48	社会に学ぶ「14歳の挑戦」の実施	規範意識や社会性を高め、課題を乗り越えることができる、たくましい力を身につけるよう、中学2年生が市内事業所において勤労体験を行う機会を提供します。	教育総務課
49	男女共同参画に関する学習機会の提供	小中学校において、男女共同参画意識、人権教育、多様性を認め合う意識の啓発を行います。	企画政策課 教育総務課
50	キャリア教育の実施	社会に学ぶ授業を実施して、性別に関わりなく、個性や能力で自らの進路を主体的に切り拓く力を育成します。	教育総務課
51	子育て等の体験	中学生・高校生を対象に、保育体験や子育て教室を実施し、子育てについて考える機会を提供します（14歳の挑戦、インターンシップ等）。	教育総務課 こども課
52	こどもを産み、育てることの意義に関する教育	こどもの笑顔や元気な声があふれる活力ある地域社会の実現に向けた啓発活動を行います。また、こどもが、妊娠や性感染症等について正しく理解して適切に行動できるよう、性に関する指導の充実を図ります。	教育総務課 こども課

8 若者の就学・就労や結婚の希望を叶えるための支援

① 若者の就学・就労に向けた支援の充実

進路が決まっていない若者や、働くことや学ぶことなどの選択に不安を抱えた若者に寄り添いながら、若者自らが踏み出す一歩を見つけられるよう支援します。

No.	事業	方向性	担当
53	奨学金制度の充実	国内外で活躍する優秀な人材を育成するため、国内外の高等学校や大学等への修学・留学に必要な費用を支援する奨学金制度の充実に努めます。	教育総務課
54	若者の自立・就労支援	不登校等のこどもや、ニート・ひきこもりの若者、その保護者に対して、必要な支援策を紹介できる体制を整備します。	社会福祉課 こども家庭センター
55	就業相談体制の整備	ひとり親家庭のこどもが、就業により安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供等を行います。	商工観光課 こども課

② 結婚の希望を叶えるための支援の充実

結婚を希望する若者へ出会いの場・機会を提供するとともに、相談や情報など希望に応じた支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
56	結婚相談の実施	結婚を希望している若者を対象に、専門の相談員による婚活・恋愛相談を実施します。	企画政策課
57	婚育・婚活セミナーの開催	若年層を対象に、「恋愛をし、結婚をし、家庭をつくる準備」のためのセミナーを開催し、結婚や将来設計に役立つ情報の提供を行います。	企画政策課
58	出会いの交流会の開催	参加登録者を対象に、少人数の交流会を実施し、新しい出会いを支援します。	企画政策課

基本目標４ 子育て家庭を支える取組の推進

９ 子育て支援の充実

① 教育・保育サービスの充実

保護者の就労形態等の多様化や教育・保育への志向の変化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡大を図ります。

No.	事業	方向性	担当
59	認定こども園への移行の推進	乳幼児が保護者の就労状況に関わらず教育と保育を一体的に受けることができる環境づくりを進めるため、「幼保連携型認定こども園」への移行を推進します。	こども課
60	幼児教育・保育と小学校の円滑な接続	保育所や認定こども園と小学校が合同行事・合同活動・交流活動を実施し、幼児が小学校へ安心して進学できるよう連携します。	教育総務課 こども課
61	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の受け皿整備	子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブの受け皿を整備します。また、放課後子ども教室は、放課後児童クラブとの連携や地域の方の参画を得て、放課後のこどもたちの学習支援やスポーツ、文化、地域との交流等の活動を実施します。	こども課 生涯学習・スポーツ課
62	子育て関連施設の環境改善	こどもが安心して伸び伸びと過ごせる環境となるよう、保育所、認定こども園、児童館等の子育て関連施設の環境改善事業（建築物、空調、設備、遊具、備品、駐車場等の整備）を実施します。また、その際は、照明のＬＥＤ化など省エネルギーに配慮した方法を選択します。	こども課
63	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 (新)	こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形で支援ができる体制をつくります。	こども課

② 子育て相談や講座の充実

家庭において、こどもの育ちの段階に応じた育児が適切に行われるよう、子育て等に関する相談や各種講座などの学習機会を提供し、子育て家庭の育児力の向上を支援します。

No.	事業	方向性	担当
64	子育て支援センター事業の推進	子育て支援センターにおいて、未就園児の遊びの体験や親子の交流を促すほか、育児相談や情報提供を行います。	こども課
65	子育てに関する講座の開催	小学校において、就学時健診等の際に家庭教育講座を開催し、こどもの「生きる力」を育む家庭教育の充実を図ります。	教育総務課 こども課
		中学校において、家庭教育講座を毎年開催します。	教育総務課
		保育所や認定こども園において、保護者会等の機会を活用して、家庭教育に関する講話会を開催します。	こども課
66	子育て支援情報の提供	子育て支援情報と子育て施設マップを一冊にまとめたパンフレットを作成し、子育て世帯に配布します。	こども課

③ 子育て世帯への経済的支援の充実

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当等の支給を行い、子育てしやすい環境づくりを推進します。

No.	事業	方向性	担当
67	保育料の無償化等	こどもを生み育てやすい環境をつくるため、3歳以上のこどもの保育料を無償にします。また、同時に2人のこどもが入所・入園している場合は、2人目の保育料を基準額の半額とします。	こども課
68	多子奨励に係る保育料の無償化	多子家庭の経済的な負担を軽減し、こどもを生み育てやすい環境をつくるため、第3子以降の保育料を無償にします。	こども課
69	児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給します。	こども課
70	新生児出産サポート事業	出産等にかかる経費の支援として、サポート金（第1子 50,000 円、第2子 70,000 円、第3子以降 107,300 円）を贈呈します。	こども課

No.	事業	方向性	担当
71	出産・子育て 応援ギフトの 給付	出産・子育てにかかる経済的支援として、妊娠届出時に出産応援ギフト 50,000 円分を、出生届出時に子育て応援ギフト 50,000 円分を給付します。	健康センター こども課
72	乳幼児・小中 高生の子育て 支援医療費助 成	乳幼児から高校生までの児童生徒を対象に、入通院にかかる医療保険適用分の医療費を助成します（所得制限なし、保険適用分の自己負担なし）。	こども課
73	三世代同居・ 近居の継続に 向けた支援	三世代同居家庭の孫世代を2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈します。また、三世代同居または近居の世帯を対象に、住宅の新築・増改築工事費や引っ越しにかかる経費の一部を助成します。	市民生活課 都市整備課 こども課

10 地域における子育て支援の推進

① 地域における交流機会の充実

親子が気軽に集える場所を提供し、親同士や親子の交流を促進することで、子育て家庭の孤立化の防止や、不安の解消を図ります。

No.	事業	方向性	担当
74	親同士の交流 の機会づくり (親子ふれあ い塾)	未就園児（1～3歳）とその保護者を対象として、親子が一緒に楽しく活動できる講座を開催し、保護者同士の交流の機会を提供します。	こども課
75	子育てボラン ティア活動の 促進	公民館等を利用して、子育て中の親子が地域で気軽に集える場を提供します。	こども課
76	多世代交流施 設の整備 (新) (再掲)	旧幼児教育施設や高齢者向け福祉施設を「多世代交流施設」に改修（建築物、空調、設備、備品、駐車場等の整備）し、こどもが地域の高齢者とふれあえる場として運営します。	社会福祉課

② 地域における子育て支援の推進

子育て家庭に対してきめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。

No.	事業	方向性	担当
77	ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域の子育て力を最大限に活かすため、ファミリー・サポート・センターについて周知し、協力会員の増加を図るとともに、子育てを援助してほしい方と子育てを援助できる方のマッチングを進めます。	こども課

11 子育てと仕事の両立支援

① 子育てと仕事の両立に向けた環境整備

事業所における働き方改革の推進など、子育てと仕事を両立できる取組について事業所や市民に周知するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

No.	事業	方向性	担当
78	ワーク・ライフ・バランスの考え方の広報・啓発	仕事と子育てを両立できるよう、関係機関と協力し、仕事のあり方や働き方を見直す考え方についての広報・啓発活動を行います。	企画政策課 商工観光課
79	働き方改革の推進	事業所に対して、長時間労働の是正と労働生産性の向上を働きかけるほか、パートナーシップ制度や性的少数者にも配慮した多様で柔軟な働き方を推奨します。	企画政策課 商工観光課
80	育児休業制度等の活用促進	事業所に対して、育児休業制度等に基づく支援制度の活用を呼びかけ、性別を問わず育児休暇等を取得しやすい環境づくりを進めます。	企画政策課 商工観光課
81	イクボス推進に向けた啓発活動	事業所の監督者の意識改革を呼びかけ、男女共同参画推進事業所の拡充を図るとともに、仕事と家庭生活を両立しやすい職場づくりを推進します。	企画政策課 商工観光課
82	0歳児保育	こどもの精神的・身体的影響（乳児期における親子のふれあい、首の据わり、離乳食への移行等）を鑑み、生後6カ月経過後から保育所や認定こども園への入所を受け入れます。また、事業主には最低6カ月の育児休業取得を認めるよう働きかけます。	こども課
83	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の拡充により、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課

② 共働き・共育での推進

男性の家事・育児参画を促進するとともに、出産や育児により退職した女性の就労支援や育児休業を取得した女性の就労継続支援などを推進します。

No.	事業	方向性	担当
84	男性の家事・育児参画の促進	家庭における家事や子育てへの男性の参画を推進するため、男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	企画政策課
85	アンコンシャス・バイアスの解消 (新)	性別による固定的役割分担意識を解消し、家族を構成する個人一人一人が互いに尊重し合い、協力し合う意識づくりについて啓発します。	企画政策課
86	女性のスキルアップ機会の充実	出産や育児を機に仕事を離れた後、再就職を希望する方に対し、女性の就活応援プロジェクト事業やとやま女性活躍企業の拡充を図るなどの支援を行います。	企画政策課 商工観光課
87	就業等を支援する相談・支援体制の充実	ハローワーク、商工団体等と連携し、テレワークやサテライトオフィスなど多様な働き方に応じた相談・支援体制の充実を図ります。	商工観光課

12 ひとり親家庭への支援

① 保護者の就労・経済的自立に向けた支援

ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、就業支援や経済的支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
88	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭や父子家庭、寡婦の方の自立援助と児童の福祉を増進するために無利子または低利子で資金の貸付を行います。	こども課
89	自立支援教育訓練給付金の支給	就労に向けて資格を取得するため教育訓練を受けるひとり親を支援するため、訓練費用を助成します。	こども課
90	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等で18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童と当該児童を監護または養育している方の医療費（医療保険適用分）を助成します。	こども課
91	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給します。	こども課

No.	事業	方向性	担当
92	母子・父子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員をこども課に配置し、母子等の就労支援や母子父子寡婦福祉資金の貸付等の経済上の相談指導等を行います。	こども課
93	高等職業訓練促進給付金の支給	看護師・保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する方に対して生活費を助成します。	こども課

② ひとり親家庭が抱える生活課題に対する支援

地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、養育費等の相談支援や子育てへの支援等、総合的な支援を実施します。

No.	事業	方向性	担当
94	養育費の確保に関する相談支援	養育費の支払いが適切に行われるよう、母子・父子自立支援員が弁護士等の関係専門機関を紹介するなどの相談支援を行います。	こども課
95	子育てサポート事業利用料の助成	ひとり親家庭の保護者を経済的に支援するため、放課後児童クラブ健全育成事業とファミリー・サポート・センター事業の利用料を助成します。	こども課
96	子ども食堂の取組への支援（再掲）	民間団体が行う地域のこどもへの食事及び交流の場を提供する取組に対して支援します。	こども家庭センター

基本目標5 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境の整備

13 安心して生活できる学校環境づくり

① 信頼される学校づくり

学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、安全管理に関する取組を継続的に行うとともに、地域社会に開かれた学校づくりを推進します。

No.	事業	方向性	担当
97	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進	学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。	教育総務課
98	危機管理マニュアルの更新	学校における危機管理マニュアルを必要に応じて随時更新し、地域全体でこどもを守る体制をつくりま	教育総務課

② 教職員への研修等の充実

こども一人一人の可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や業務改善、指導・運営体制の改善を図ります。

No.	事業	方向性	担当
99	教職員の働き方改革	校務の見直しや改善、部活動の改革など、学校の働き方改革を推進するとともに、教員の資質・能力を高めるための研修活動を充実させ、指導力の向上を図ります。	教育総務課
100	教職員の男女共同参画研修の充実	保育所、認定こども園、小中学校教職員を対象とした男女共同参画の意識づくりのための研修会を開催します。	企画政策課 教育総務課 こども課

③ いじめや不登校に対する取組の推進

学校生活等に悩みや不安を抱える児童生徒やその保護者に対して、関係機関と連携し、一人一人の状況に応じた相談や自立に向けた継続的な支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
101	教育支援センターの設置	学校に行きにくい・行けない児童生徒の居場所として教育支援センター「ひよどり」を運営し、通所者の協調性・社会性を育みます。	教育総務課
102	フリースクールとの連携	学校がフリースクール等と連携し、個性に応じた多様な学びの環境を提供します。	教育総務課 教育センター
103	心の教室相談員等の配置	不登校やいじめに早期に対応するため、不安や悩みを気軽に話すことができ、ストレスを和らげられる心の教室相談員やスクールカウンセラーを小中学校に配置します。	教育総務課

14 安全・安心なまちづくりの推進

① 防犯・交通安全対策の推進

こどもを交通事故や犯罪から守り、こども自身が危険から身を守れるよう、家庭や地域、学校等が一体となった見守りや交通安全教育・防犯教育を推進します。

No.	事業	方向性	担当
104	地域における見守りの実施	下校時に不審者に声をかけられたり連れ去られたりする被害を未然に防ぐため、地域・PTA・防犯協会等が連携し、緊急避難場所である子ども110番の家を設置し、こどもの安全を守ります。	市民生活課 教育総務課
		地域やPTAによる登下校時のこどもの見守り活動や地域パトロール活動の実施を支援します。	市民生活課 教育総務課
105	防犯・交通安全に関する教育の推進	保育所、認定こども園、小中学校において、交通安全教室を定期的に関催します。	市民生活課 教育総務課 こども課
		こどもが犯罪等の被害に遭わないよう、小中学校において、警察機関や防犯協会と連携して防犯教室を開催します。	市民生活課 教育総務課

② 情報モラル教育の充実

メール、インターネット上のブログ、SNSなどでのトラブルの危険を回避するため、情報安全教育、情報モラル教育を強化します。

No.	事業	方向性	担当
106	学校における情報安全教育の充実	こどもがインターネット上の情報を過信せず、適切に判断する力を養成するとともに、メールやLINE、SNS等によるいじめや犯罪を防止するため、インターネット利用上のルール等について指導します。	教育総務課
107	地域における情報安全教育の推進	こどもがインターネット上のトラブルに巻き込まれないように、保護者に対してフィルタリング等の活用を呼びかけるなど、家庭における情報安全教育を推進します。	市民生活課 教育総務課

③ 防災体制の強化

災害時に妊婦や乳幼児の安全を確保するため、避難方法を検討するとともに、防災対策を推進します。

No.	事業	方向性	担当
108	防災教育の推進	地震、水害等の自然災害に対応した避難訓練の充実を図るなど、保育所、認定こども園、小中学校における防災教育を推進します。	総務課 教育総務課 こども課
109	防災体制の強化	災害時における妊婦や乳幼児、障がいのあるこども（避難行動要支援者）の避難方法や避難所における収容方法などを周知します。	総務課
110	防災マップ等の配布	避難経路や事前の備えの確認を促すため、各地区の避難場所を明記した防災マニュアル（冊子）、地図（ハザードマップ）等を配布します。	総務課 農地林務課 土木課 都市整備課

④ 非行の防止と自立支援

関係機関等と連携しながら、児童生徒の非行防止及び健全育成を推進します。

No.	事業	方向性	担当
111	放課後における巡視活動	警察機関や防犯協会と連携して市内の商業施設等を定期的に巡視し、児童生徒の健全育成を支援します。	生涯学習・スポーツ課
112	スクール・ガード・リーダーの配置	全小中学校を支援対象とするスクール・ガードリーダーを配置し、警察機関と連携しながら児童生徒の非行防止のための支援を行います。	教育総務課

基本目標 6 支援が必要なこども・若者へのきめ細かな取組の推進

15 こどもの虐待防止の強化

① 児童虐待の予防

児童虐待を未然に防ぐため、ハイリスク妊産婦を早期に発見し、必要な支援につなぎます。

No.	事業	方向性	担当
113	産科・小児科医療機関との連携	ハイリスク妊産婦の妊娠期からの早期発見と支援を目的として、産科・小児科医療機関と緊密に連携します。	健康センター
114	妊婦アンケート調査の実施	妊娠届出時に、全妊婦を対象にアンケート調査を実施し、心理面や経済面、家族状況等を把握するとともに、ハイリスク妊婦を早期に発見し、必要な支援につなぎます。	健康センター

② 虐待の早期発見・早期対応

こども家庭センターが中心となり、児童相談所などの関係機関と連携しながら、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。

No.	事業	方向性	担当
115	こども家庭センターの設置	全てのこどもとその保護者を対象に、専門的な見地から相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	健康センター こども家庭センター
116	家庭児童相談員の配置	こども家庭センターに配置された家庭児童相談員が、保育所、認定こども園、子育て支援センターを定期的に訪問し、虐待等の早期発見や早期対応に努めます。	こども家庭センター
117	要保護児童対策地域協議会の設置	学校・地域保健医療機関・司法警察機関・福祉機関、児童相談所等と連絡・調整し、要保護児童等への対応について協議します。	こども家庭センター
118	被害に遭ったこどもの保護	通告受理後 48 時間以内にこどもの安全確認を行い、必要な支援を開始します。	教育総務課 教育センター こども家庭センター

No.	事業	方向性	担当
119	女性のための 悩み相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や、配偶者やパートナーの暴力から女性とその子どもを守るため、女性専用の相談窓口を設置します。	こども課

16 障がいのあるこども・若者への支援

① 地域における支援体制等の強化

障がいや発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

No.	事業	方向性	担当
120	障がいの早期 発見、早期療 養の推進	ことばの発達にフォローを要するこどもとその保護者に対し、言語聴覚士による個別指導を行います。	健康センター
		発達障害児支援事業として、県厚生センター、小矢部市、南砺市と合同で相談会を実施します。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、わらび学園等からの技術支援を受け、早期支援・早期療育へとつなぎます。	健康センター 教育総務課
121	障がい児保育 の実施	保育所や認定こども園において、集団保育と日々の通所が可能な、障がいのあるこどもの保育を行います。	こども課
122	保護者との相 談会の実施	障がいのあるこどもの健康相談、就学相談等を行うほか、家族への支援も行います。	健康センター 教育総務課 こども課

② 保育所等におけるインクルージョンの推進

発達障がいをはじめ、様々な要因により学校生活において困難を抱えている児童・生徒への理解促進を図るとともに、専門人材の配置など支援体制の整備に努め、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。

No.	事業	方向性	担当
123	保健、保育、 学校教育の連 携	保育から学校教育への一貫した養育を実現するため、小中学校入学時に就学指導委員会を開催し、最適な就学先を検討します。	教育総務課 こども家庭セ ンター
		健康センター、こども家庭センター、保育所・認定こども園、小中学校、発達障害者支援センター、特別支援学校の連携体制を強化します。	社会福祉課 教育総務課 こども家庭セ ンター

No.	事業	方向性	担当
124	スタディメイトの配置	特別な支援が必要な児童生徒に対して、学校生活上の支援を行うスタディメイトを各小学校に配置します。	教育総務課
125	保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備	保育所、認定こども園において特別な支援が必要な児童を保育できるよう、保育士等の加配措置を実施します。	こども課
		医療的ケア児を受け入れる保育施設に対して、必要な財政支援を実施します。	こども課
126	放課後児童クラブの受入体制の整備	特別な支援が必要な児童を放課後児童クラブがスムーズに受け入れられるよう、支援員の専門研修参加を促すほか、専門機関から助言を受けられるよう支援します。	こども課

17 ヤングケアラーの支援

① ヤングケアラーの支援の充実

ヤングケアラーに関する理解を促進するとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
127	ヤングケアラーに関する周知・啓発	ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげるため、研修会を開催するなど、理解促進を図ります。	こども家庭センター
128	ヤングケアラーへの支援体制の充実	関係機関との連携により、ヤングケアラーへの支援のニーズ等を把握し、適切な支援を行います。	こども家庭センター

18 こどもの貧困対策の推進

① 連携による教育支援の推進

関係機関・団体やスクールソーシャルワーカー等の連携により、全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられるよう支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
129	教育相談の実施	問題を抱えるこども等に関わる教育相談を実施します。	教育センター
130	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用	いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用した支援体制の充実を図ります。また、学校と関係機関が連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応に努めます。	教育総務課
131	生活困窮世帯の学習支援	生活困窮世帯のこどもを対象に、均等な学習機会を確保するため、学習支援員による指導を無料で受けられる学習の場を提供します。	社会福祉課
132	子ども食堂の取組への支援（再掲）	民間団体が行う地域のこどもへの食事及び交流の場を提供する取組に対して支援します。	こども家庭センター

② 教育費負担の軽減

就学援助や奨学金の支給等により、教育費負担の軽減を図り、教育を受ける機会の均等を保障します。

No.	事業	方向性	担当
133	要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費等にかかる費用の援助を行います。	教育総務課
134	奨学金制度等による経済的支援	意欲と能力のある学生が家庭の経済状況に関わらず大学等へ進学できるよう、奨学金制度による経済的支援を行います。	教育総務課

③ 保護者の自立支援の推進

保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援と生活支援を推進します。

No.	事業	方向性	担当
135	生活困窮者自立支援事業（ほっとなみ相談支援センター）の実施	生活保護には至らないものの生活に困窮している世帯を対象に、自立に向けた支援計画を作成し、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援や、就労に向けた支援を行います。	社会福祉課
136	生活保護による支援	生活困窮者の生活を保障するため、生活保護制度に基づく援助を行います。	社会福祉課

評価指標一覧

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
こども・若者の意見を市が広聴した回数 (年)	2回 ※1	増加
子ども食堂の開設数	4か所	増加
乳幼児健康診査の未受診率	・3か月児：1.1% ・1歳6か月児：1.0% ・3歳児：0.0%	減少
12歳児でむし歯のない者の割合 ※2	89.3% (平成29年～ 令和4年平均)	増加
婚姻率(千人あたり)	3.7件／年 ※3	増加
婚育・婚活セミナーの開催回数(年)	3回	増加
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 ※4	95.1%	増加
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から 配慮をされたと思う就労妊婦の割合 ※4	94.1%	増加
積極的に育児をしている父親の割合 ※4	73.1%	増加
父親の育児休業の取得率 ※5	22.5%	増加
いじめの解消率 ※6	77.9%	増加
「悩みがあるときに話を聞いてくれる人は いない」と感じる中高生の割合 ※7	4.7%	減少
ヤングケアラーの認知度 ※5	69.1%	増加
就学援助を受給している児童生徒の割合 (小中学生計)	10.8%	減少

※1 「砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び「砺波市中学生・高校生の生活状況に関する調査」において実施

※2 出典「第3次砺波市健康プラン21」

※3 人口動態調査（厚生労働省）及び人口移動調査（富山県）の調査結果から算定

※4 出典「健やか親子21（第2次）調査」（こども家庭庁）

※5 出典「砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

※6 出典「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

※7 「砺波市中学生・高校生の生活状況に関する調査」により把握

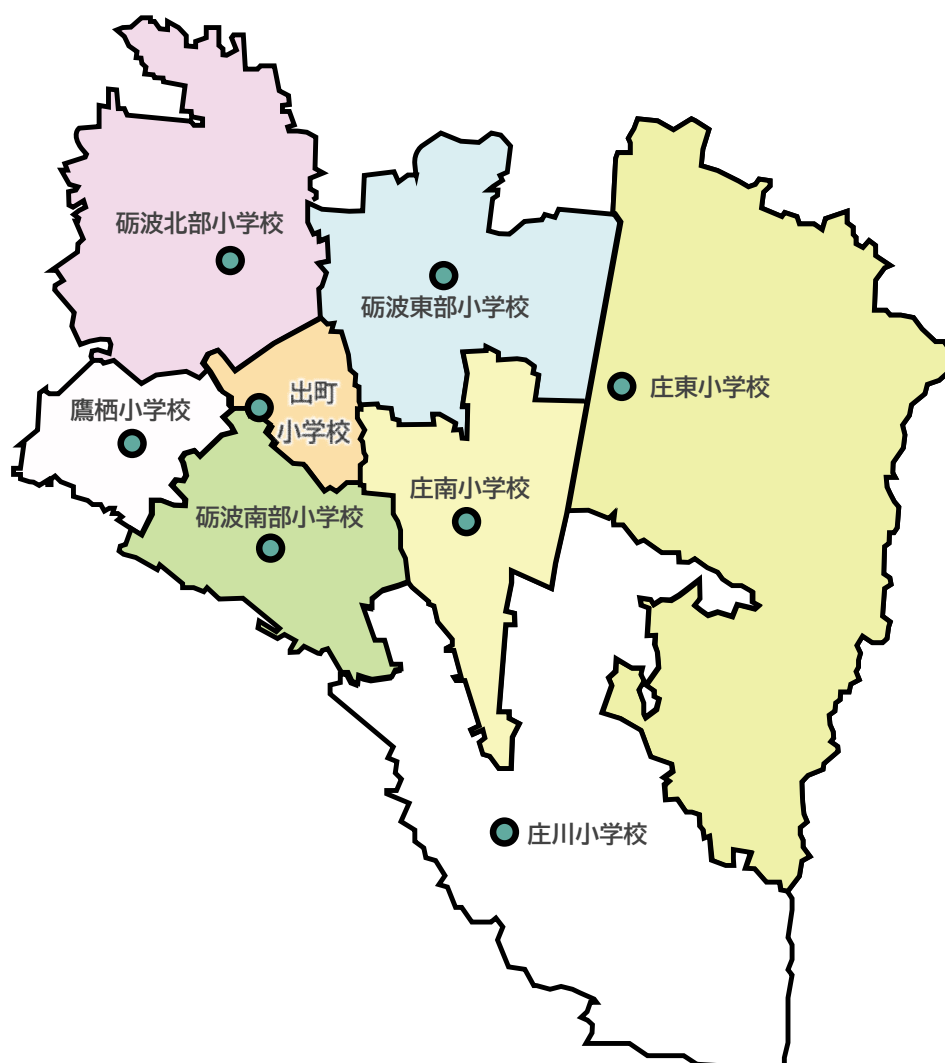
第5章

教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の提供

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

そこで、「地域の子どもは地域で育てる」「幼児期から小学生期までのつながりを重視する」という考えに基づき、きめ細やかな事業の提供を推進するため、本計画においては第2期子ども・子育て支援事業計画と同様に、小学校区を単位として、教育・保育提供区域を設定するものとします。ただし、小学校区ごとの事業量の把握・見込みが困難な事業については、市全域を区域として設定するものとします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 対象事業

量の見込みについては、国が示す手引きにしたがい、令和6年4月に実施したニーズ調査により把握した保護者の就労状況や就労希望、各事業の利用意向を勘案したうえで、近年の利用実績や将来の推計児童数に基づいて算出したものです。

本計画で量の見込みを算出する事業は、下表のとおりです。

【教育・保育】

認定区分	対象事業		対象家庭	対象年齢
1号認定	教育	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭	3～5歳
2号認定	保育	幼稚園 保育所 認定こども園（保育所部分）	両親就労家庭（幼稚園利用希望）	
3号認定	保育	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業	両親就労家庭 ひとり親家庭	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

対象事業	対象家庭	対象年齢
(1)利用者支援に関する事業	全ての家庭	0～5歳、 1～6年生
(2)時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭、両親就労家庭	0～5歳
(3)放課後児童クラブ	ひとり親家庭、両親就労家庭	1～6年生
(4)子育て短期支援事業	全ての家庭	0～18歳
(5)乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	－
(6)養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業		
①養育支援訪問事業	養育支援訪問等を必要とする家庭	
②子どもを見守る地域ネットワーク機能強化事業		
③子育て世帯訪問支援事業		
④親子関係形成支援事業		
(7)地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0～2歳
(8)一時預かり事業		
①幼稚園におけるもの	在園児の全ての家庭	3～5歳
②保育所等におけるもの	全ての家庭	0～5歳
(9)病児・病後児保育事業	ひとり親家庭、両親就労家庭	0～5歳、 1～6年生
(10)ファミリー・サポート・センター事業	全ての家庭	0～5歳、 1～6年生
(11)妊婦健康診査事業	全ての妊婦	－
(12)産後ケア事業		
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費負担の軽減を必要とする家庭	－
(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者	－

(2) 子どもの推計人口

計画期間中（令和7年度から令和11年度まで）の児童の年齢ごとの人口推計は、下表のとおりです。

■各年齢毎人口推計

(単位：人)

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	271	270	269	269	270
1歳	272	282	282	280	280
2歳	341	277	287	286	284
3歳	270	342	278	289	288
4歳	294	275	347	283	293
5歳	316	297	276	350	285
6歳	324	317	299	278	352
7歳	358	327	320	302	280
8歳	342	360	328	321	303
9歳	390	344	362	330	323
10歳	373	390	343	362	329
11歳	406	372	389	343	362
合計	3,957	3,853	3,780	3,693	3,649

	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就学児	0歳	271	270	269	269	270
	1歳	272	282	282	280	280
	2歳	341	277	287	286	284
	3～5歳	610	572	623	633	578
	未就学児計	1,764	1,743	1,739	1,757	1,700
小学生	6～8歳	1,024	1,004	947	901	935
	9～11歳	1,169	1,106	1,094	1,035	1,014
	小学生計	2,193	2,110	2,041	1,936	1,949

3 教育・保育の量の見込みと確保の方策

(1) 認定区分

計画期間において、認定区分に基づいて教育・保育の量の見込みを設定するとともに、その確保方策と実施時期を事業計画として定め、事業を推進していきます。

■認定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能施設
1号認定	3～5歳	なし（幼児期の学校教育のみ）	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（幼稚園の利用希望が強い）	幼稚園 認定こども園
		あり（上記以外）	保育所 認定こども園
3号認定	0歳	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業
	1・2歳	あり	

「保育の必要性」の事由（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5）

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労していること

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠中または出産後間がないこと

③保護者が疾病、障がい有していること

④同居または長期入院等している親族を常時介護・看護していること

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
- ・同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧に当たっていること

⑥求職活動を継続的に行っていること

- ・起業準備を含む

⑦就学していること

- ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVが行われているまたはそのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 教育・保育の量の見込み【区域：小学校区】

① 1号認定及び2号認定（3歳以上 幼稚園または認定こども園利用）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①1号	40	41	41	41	41
	②2号	2	2	2	2	2
	③量の見込み(①+②)	42	43	43	43	43
	④確保の方策	94	94	94	94	94
	⑤過不足(④-③)	52	51	51	51	51
庄南	①1号	16	16	16	16	16
	②2号	1	1	1	1	1
	③量の見込み(①+②)	17	17	17	17	17
	④確保の方策	11	11	11	11	11
	⑤過不足(④-③)	△6	△6	△6	△6	△6
砺波 東部	①1号	20	18	21	21	21
	②2号	0	0	0	0	0
	③量の見込み(①+②)	20	18	21	21	21
	④確保の方策	24	24	24	24	24
	⑤過不足(④-③)	4	6	3	3	3
砺波 南部	①1号	9	10	11	11	10
	②2号	1	1	1	1	1
	③量の見込み(①+②)	10	11	12	12	11
	④確保の方策	11	11	11	11	11
	⑤過不足(④-③)	1	0	△1	△1	0
砺波 北部	①1号	30	29	27	28	25
	②2号	3	3	3	3	3
	③量の見込み(①+②)	33	32	30	31	28
	④確保の方策	47	47	47	47	47
	⑤過不足(④-③)	14	15	17	16	19
庄東	①1号	16	16	16	15	12
	②2号	2	2	2	2	2
	③量の見込み(①+②)	18	18	18	17	14
	④確保の方策	21	21	21	21	21
	⑤過不足(④-③)	3	3	3	4	7
鷹栖	①1号	4	4	4	4	4
	②2号	0	0	0	0	0
	③量の見込み(①+②)	4	4	4	4	4
	④確保の方策	5	5	5	5	5
	⑤過不足(④-③)	1	1	1	1	1
庄川	①1号	1	1	1	1	1
	②2号	1	1	1	1	1
	③量の見込み(①+②)	2	2	2	2	2
	④確保の方策	5	5	5	5	5
	⑤過不足(④-③)	3	3	3	3	3
合計	①1号	136	135	137	137	130
	②2号	10	10	10	10	10
	③量の見込み(①+②)	146	145	147	147	140
	④確保の方策	218	218	218	218	218
	⑤過不足(④-③)	72	73	71	71	78

《確保の内容》

近年の共働きの増加傾向により1号認定から2号認定への切替えが増えてきており、1号認定の割合が減少傾向にあります。

このことから、計画初年度の1号認定の確保量を計画策定年度の状況を踏まえて設定し、その後は、基本的に計画初年度の確保量を維持しながら、今後の環境変化に合わせ、必要に応じて確保量を調整します。

なお、小学校区によって、量の見込みが確保量を上回るところについては、他の小学校区との調整を通じて受入れに支障がないよう柔軟に対応します。

② 2号認定（保育所及び認定こども園）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	165	169	171	179	182
	②確保の方策	197	197	197	197	197
	③過不足(②－①)	32	28	26	18	15
庄南	①量の見込み	56	56	46	47	44
	②確保の方策	73	73	73	73	73
	③過不足(②－①)	17	17	27	26	29
砺波 東部	①量の見込み	227	207	238	238	249
	②確保の方策	279	279	279	279	279
	③過不足(②－①)	52	72	41	41	30
砺波 南部	①量の見込み	56	63	67	67	63
	②確保の方策	74	74	74	74	74
	③過不足(②－①)	18	11	7	7	11
砺波 北部	①量の見込み	142	137	130	132	119
	②確保の方策	167	167	167	167	167
	③過不足(②－①)	25	30	37	35	48
庄東	①量の見込み	59	59	58	54	46
	②確保の方策	70	70	70	70	70
	③過不足(②－①)	11	11	12	16	24
鷹栖	①量の見込み	64	61	55	57	56
	②確保の方策	73	73	73	73	73
	③過不足(②－①)	9	12	18	16	17
庄川	①量の見込み	65	61	60	59	52
	②確保の方策	78	78	78	78	78
	③過不足(②－①)	13	17	18	19	26
合計	①量の見込み	834	813	825	833	811
	②確保の方策	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
	③過不足(②－①)	177	198	186	178	200

《確保の内容》

近年の共働きの増加傾向により1号認定から2号認定への切替えが増えており、2号認定の割合が増加傾向にあります。一方で、少子化により、1号認定、2号認定ともに、3歳以上児の数が減ってきています。

このように、3歳以上児のうち2号認定の占める割合が増加傾向であるものの、3歳以上児の数が減っていることから、計画初年度の2号認定の確保量を、計画策定年度の状況を踏まえて設定し、その後は、基本的に計画初年度の確保量を維持しながら、今後の環境変化に合わせ、必要に応じて確保量を調整します。

また、砺波東部小学校区の市立2保育所について、幼保連携型認定こども園として整備することを検討します。

③3号認定(0歳児)

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	40	41	42	43	44
	②確保の方策	43	43	43	43	43
	③過不足(②－①)	3	2	1	0	△1
庄南	①量の見込み	13	13	13	13	13
	②確保の方策	8	8	8	8	8
	③過不足(②－①)	△5	△5	△5	△5	△5
砺波 東部	①量の見込み	56	58	58	57	58
	②確保の方策	59	59	59	59	59
	③過不足(②－①)	3	1	1	2	1
砺波 南部	①量の見込み	14	14	14	14	14
	②確保の方策	13	13	13	13	13
	③過不足(②－①)	△1	△1	△1	△1	△1
砺波 北部	①量の見込み	24	23	23	22	22
	②確保の方策	26	26	26	26	26
	③過不足(②－①)	2	3	3	4	4
庄東	①量の見込み	14	13	13	12	12
	②確保の方策	13	13	13	13	13
	③過不足(②－①)	△1	0	0	1	1
鷹栖	①量の見込み	10	10	10	10	10
	②確保の方策	10	10	10	10	10
	③過不足(②－①)	0	0	0	0	0
庄川	①量の見込み	13	12	11	11	11
	②確保の方策	12	12	12	12	12
	③過不足(②－①)	△1	0	1	1	1
合計	①量の見込み	184	184	184	182	184
	②確保の方策	184	184	184	184	184
	③過不足(②－①)	0	0	0	2	0

《確保の内容》

近年の核家族化の進行や定年の引上げ、高齢者の継続雇用などに伴い、家庭での祖父母による子育ての機会が減少し始めています。このことから、0歳児の段階での入所が増え始めています。これに対応するため、計画初年度の0歳児の確保量について、計画策定年度の状況を踏まえて設定します。

一方で、全体的に出生数の伸びは見込まれないことから、基本的には計画初年度の確保量を維持しながら、今後の環境変化に合わせ、必要に応じて確保量を調整します。

なお、小学校区によって、量の見込みが確保量を上回るところについては、他の小学校区との調整を通じて受入に支障がないよう柔軟に対応します。

また、砺波東部小学校区の市立2保育所について、幼保連携型認定こども園として整備することを検討します。

④3号認定(1歳児)

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	52	51	52	59	60
	②確保の方策	52	52	52	52	52
	③過不足(②－①)	0	1	0	△7	△8
庄南	①量の見込み	11	14	14	14	14
	②確保の方策	15	15	15	15	15
	③過不足(②－①)	4	1	1	1	1
砺波 東部	①量の見込み	80	76	79	75	78
	②確保の方策	72	72	72	72	72
	③過不足(②－①)	△8	△4	△7	△3	△6
砺波 南部	①量の見込み	22	20	20	20	20
	②確保の方策	20	20	20	20	20
	③過不足(②－①)	△2	0	0	0	0
砺波 北部	①量の見込み	31	33	32	31	30
	②確保の方策	35	35	35	35	35
	③過不足(②－①)	4	2	3	4	5
庄東	①量の見込み	10	13	12	12	11
	②確保の方策	16	16	16	16	16
	③過不足(②－①)	6	3	4	4	5
鷹栖	①量の見込み	14	14	14	14	14
	②確保の方策	13	13	13	13	13
	③過不足(②－①)	△1	△1	△1	△1	△1
庄川	①量の見込み	17	17	16	16	15
	②確保の方策	19	19	19	19	19
	③過不足(②－①)	2	2	3	3	4
合計	①量の見込み	237	238	239	241	242
	②確保の方策	242	242	242	242	242
	③過不足(②－①)	5	4	3	1	0

《確保の内容》

家庭での祖父母による子育ての機会が減少し始めていることから、0歳児ほどではないものの、1歳児の段階での入所は従来と比べると微増の傾向が見られます。

これに対応するため、計画初年度の1歳児の確保量について、計画策定年度の状況を踏まえて設定し、その後は、基本的に計画初年度の確保量を維持しながら、今後の環境変化に合わせ、必要に応じて確保量を調整します。

なお、小学校区によって、量の見込みが確保量を上回るところについては、他の小学校区との調整を通じて受入れに支障がないよう柔軟に対応します。

また、砺波東部小学校区の市立2保育所について、幼保連携型認定こども園として整備することを検討します。

⑤ 3号認定(2歳児)

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	57	59	59	59	61
	②確保の方策	69	69	69	69	69
	③過不足(②－①)	12	10	10	10	8
庄南	①量の見込み	18	18	18	18	18
	②確保の方策	19	19	19	19	19
	③過不足(②－①)	1	1	1	1	1
砺波 東部	①量の見込み	71	109	77	82	82
	②確保の方策	94	94	94	94	94
	③過不足(②－①)	23	△15	17	12	12
砺波 南部	①量の見込み	23	22	20	20	19
	②確保の方策	27	27	27	27	27
	③過不足(②－①)	4	5	7	7	8
砺波 北部	①量の見込み	45	34	35	35	34
	②確保の方策	45	45	45	45	45
	③過不足(②－①)	0	11	10	10	11
庄東	①量の見込み	20	10	14	14	13
	②確保の方策	21	21	21	21	21
	③過不足(②－①)	1	11	7	7	8
鷹栖	①量の見込み	14	15	15	15	14
	②確保の方策	17	17	17	17	17
	③過不足(②－①)	3	2	2	2	3
庄川	①量の見込み	21	18	17	17	16
	②確保の方策	25	25	25	25	25
	③過不足(②－①)	4	7	8	8	9
合計	①量の見込み	269	285	255	260	257
	②確保の方策	317	317	317	317	317
	③過不足(②－①)	48	32	62	57	60

《確保の内容》

計画初年度の2歳児の確保量は計画策定年度の状況を踏まえて設定し、その後は、基本的に計画初年度の確保量を維持しながら、今後の環境変化に合わせ、必要に応じて確保量を調整します。

なお、小学校区によって、量の見込みが確保量を上回るところについては、他の小学校区との調整を通じて受入れに支障がないよう柔軟に対応します。

また、砺波東部小学校区の市立2保育所について、幼保連携型認定こども園として整備することを検討します。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【区域：小学校区】

こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するため、保育所や認定こども園に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①0歳児	8	8	8	8	8
②1歳児	6	6	6	6	6
③2歳児	3	3	3	4	4
④量の見込み(①～③計)	17	17	17	18	18
⑤確保の方策	0	17	17	18	18
⑥過不足(⑤－④)	△17	0	0	0	0

《確保の内容》

保育所または認定こども園に通所しないと見込まれる児童数を基準として、一時預かり事業の実施体制を拡充し、保護者からの利用希望を受け入れられる体制を整えます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援に関する事業【区域：市全域】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携等を行う事業で、4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）に分かれています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・ 特定型 (か所)	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の方策	1	1	1	1	1
	③過不足(②-①)	0	0	0	0	0
こども家 庭センタ ー型 (か所)	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の方策	1	1	1	1	1
	③過不足(②-①)	0	0	0	0	0
妊婦等包 括相談支 援事業型 (回)	①量の見込み	813	810	807	807	810
	②確保の方策	813	810	807	807	810
	③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

市役所窓口の子育て支援利用者支援コーディネーターを配置し、子育て支援事業に関する情報提供や相談・助言を行います。

また、こども家庭センターにおいて、母子保健担当と児童福祉担当が連携し、子育て家庭に対する包括的な支援を実施します。

さらに、健康センターにおいて、妊娠届出時に保健師・助産師が全ての妊婦と面談し、妊娠・子育てに関する悩みの相談や情報提供を行うほか、妊娠8か月時にアンケートを行い、妊娠期から出産後の子育て期にわたり切れ目のない支援を実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）【区域：小学校区】

保育認定を受けた児童を対象に、通常の利用日時以外の日時において、保育所や認定こども園で保育を実施します。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	313	319	323	334	339
	②確保の方策	455	455	455	455	455
	③過不足(②-①)	142	136	132	121	116
庄南	①量の見込み	62	59	56	56	54
	②確保の方策	95	95	95	95	95
	③過不足(②-①)	33	36	39	39	41
砺波 東部	①量の見込み	330	324	328	331	339
	②確保の方策	497	497	497	497	497
	③過不足(②-①)	167	173	169	166	158
砺波 南部	①量の見込み	84	86	87	87	84
	②確保の方策	133	133	133	133	133
	③過不足(②-①)	49	47	46	46	49
砺波 北部	①量の見込み	156	146	142	142	132
	②確保の方策	231	231	231	231	231
	③過不足(②-①)	75	85	89	89	99
庄東	①量の見込み	79	72	74	71	63
	②確保の方策	118	118	118	118	118
	③過不足(②-①)	39	46	44	47	55
鷹栖	①量の見込み	67	66	63	64	62
	②確保の方策	102	102	102	102	102
	③過不足(②-①)	35	36	39	38	40
庄川	①量の見込み	83	77	74	74	67
	②確保の方策	123	123	123	123	123
	③過不足(②-①)	40	46	49	49	56
合計	①量の見込み	1,174	1,149	1,147	1,159	1,140
	②確保の方策	1,754	1,754	1,754	1,754	1,754
	③過不足(②-①)	580	605	607	595	614

《確保の内容》

2号認定及び3号認定のこどもの確保量を上限と考えて計画初年度の確保量を設定し、基本的にはそれを維持しながら、今後の環境変化に合わせ、必要に応じて確保量を調整します。

(3) 放課後児童クラブ【区域：小学校区】

授業の終了後や、小学校の春休み・夏休み・冬休み期間中に、保護者が仕事等により家庭で児童を保育することが困難な場合に児童を預かる事業です。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①1年生	36	38	41	37	40
	②2年生	41	37	39	41	36
	③3年生	42	43	39	39	41
	④4年生	0	0	0	0	0
	⑤5年生	0	0	0	0	0
	⑥6年生	0	0	0	0	0
	⑦量の見込み(①～⑥計)	119	118	119	117	117
	⑧確保の方策	121	121	121	121	121
	⑨過不足(⑧－⑦)	2	3	2	4	4
庄南	①1年生	14	13	15	12	13
	②2年生	19	13	15	15	11
	③3年生	18	19	15	15	14
	④4年生	1	1	1	1	1
	⑤5年生	1	1	1	1	1
	⑥6年生	1	1	1	1	1
	⑦量の見込み(①～⑥計)	54	48	48	45	41
	⑧確保の方策	60	60	60	60	60
	⑨過不足(⑧－⑦)	6	12	12	15	19
砺波 東部	①1年生	43	49	39	39	38
	②2年生	44	42	48	39	42
	③3年生	48	42	41	47	41
	④4年生	0	0	0	0	0
	⑤5年生	0	0	0	0	0
	⑥6年生	0	0	0	0	0
	⑦量の見込み(①～⑥計)	135	133	128	125	121
	⑧確保の方策	142	142	142	142	142
	⑨過不足(⑧－⑦)	7	9	14	17	21
砺波 南部	①1年生	17	10	12	14	15
	②2年生	17	17	11	13	12
	③3年生	14	17	19	12	11
	④4年生	0	0	0	0	0
	⑤5年生	0	0	0	0	0
	⑥6年生	0	0	0	0	0
	⑦量の見込み(①～⑥計)	48	44	42	39	38
	⑧確保の方策	79	79	79	79	79
	⑨過不足(⑧－⑦)	31	35	37	40	41
砺波 北部	①1年生	29	38	31	24	32
	②2年生	41	30	38	29	24
	③3年生	45	42	30	35	28
	④4年生	2	2	2	1	2
	⑤5年生	2	2	2	2	1
	⑥6年生	2	2	2	2	2
	⑦量の見込み(①～⑥計)	121	116	105	93	89
	⑧確保の方策	105	105	105	105	105
	⑨過不足(⑧－⑦)	△16	△11	0	12	16

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
庄東	①1年生	13	15	8	12	15
	②2年生	13	12	15	8	13
	③3年生	12	11	12	14	8
	④4年生	1	1	1	1	1
	⑤5年生	1	1	1	1	1
	⑥6年生	1	1	1	1	1
	⑦量の見込み(①～⑥計)	41	41	38	37	39
	⑧確保の方策	46	46	46	46	46
	⑨過不足(⑧－⑦)	5	5	8	9	7
鷹栖	①1年生	15	13	17	13	13
	②2年生	20	15	15	17	14
	③3年生	14	18	16	15	18
	④4年生	8	7	9	7	6
	⑤5年生	6	8	6	8	6
	⑥6年生	8	7	7	6	8
	⑦量の見込み(①～⑥計)	71	68	70	66	65
	⑧確保の方策	69	69	69	69	69
	⑨過不足(⑧－⑦)	△2	1	△1	3	4
庄川	①1年生	8	9	7	6	8
	②2年生	11	7	10	6	7
	③3年生	8	9	7	9	7
	④4年生	2	1	2	1	2
	⑤5年生	2	2	1	2	1
	⑥6年生	2	2	2	1	2
	⑦量の見込み(①～⑥計)	33	30	29	25	27
	⑧確保の方策	47	47	47	47	47
	⑨過不足(⑧－⑦)	14	17	18	22	20
合計	①1年生	175	185	170	157	174
	②2年生	206	173	191	168	159
	③3年生	201	201	179	186	168
	④4年生	14	12	15	11	12
	⑤5年生	12	14	11	14	10
	⑥6年生	14	13	13	11	14
	⑦量の見込み(①～⑥計)	622	598	579	547	537
	⑧確保の方策	669	669	669	669	669
	⑨過不足(⑧－⑦)	47	71	90	122	132

《確保の内容》

放課後児童クラブを各小学校に1か所以上開設します。

なお、利用児童数の増加が見込まれる場合は、教室の増設等を検討します。

また、放課後児童クラブの整備だけでなく、民間施設も含めた多様な児童の居場所づくりを推進します。

(4) 子育て短期支援事業【区域：市全域】

保護者の疾病その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うものです。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保の方策	10	10	10	10	10
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

県内施設において対応しますが、対応できる施設が限られており、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携して確保します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業【区域：市全域】

健康センターの保健師、助産師等が「こんにちは赤ちゃん訪問」として生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供や相談と、養育環境の把握を行います。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	271	270	269	269	270
② 確保の方策	271	270	269	269	270
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

引き続き、保健師や助産師、こんにちは赤ちゃん訪問協力員による訪問支援を実施します。

(6) 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 【区域：市全域】

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と認められる家庭を対象に、保健師・助産師・家庭児童相談員がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施結果や、関係機関からの連絡・通告により把握された対象家庭について、保護者への育児・栄養指導や助言を行います。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90	90	90	90	90
② 確保の方策	90	90	90	90	90
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

健康センターと家庭児童相談員が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、育児の不安等を丁寧に聞き取り、養育支援を継続します。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取組を強化する事業です。要保護児童の早期発見と適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関である「こども家庭センター」の機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、要保護児童の支援や児童虐待の未然防止に取り組みます。

③子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等への不安や負担感を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの相談に対応するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70	70	70	70	70
② 確保の方策	0	70	70	70	70
③ 過不足(②-①)	△70	0	0	0	0

※人回＝年間延べ利用回数

《確保の内容》

支援が必要と判断した家庭を訪問し、適切な支援が行えるよう体制を整備します。

④親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通して、情報提供、相談及び助言を行う事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設けます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保の方策	0	10	10	10	10
③ 過不足(②-①)	△10	0	0	0	0

《確保の内容》

要保護児童対策地域協議会等で把握している児童のうち本事業の利用が望ましい児童を対象に、健全な親子関係の形成に向けた支援体制を確保します。

(7) 地域子育て支援拠点事業【区域：小学校区】

子育て家庭に対して子育てに関する情報を提供するとともに、育児不安等に関する相談・助言を行う子育て支援センターを、市内9か所に設けています。

(単位：人回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	331	337	341	347	354
	②確保の方策	346	346	346	346	346
	③過不足(②-①)	15	9	5	△1	△8
庄南	①量の見込み	56	50	56	56	56
	②確保の方策	61	61	61	61	61
	③過不足(②-①)	5	11	5	5	5
砺波東部	①量の見込み	334	351	314	319	319
	②確保の方策	372	372	372	372	372
	③過不足(②-①)	38	21	58	53	53
砺波南部	①量の見込み	90	85	82	82	81
	②確保の方策	98	98	98	98	98
	③過不足(②-①)	8	13	16	16	17
砺波北部	①量の見込み	145	131	131	128	124
	②確保の方策	155	155	155	155	155
	③過不足(②-①)	10	24	24	27	31
庄東	①量の見込み	72	58	64	62	58
	②確保の方策	82	82	82	82	82
	③過不足(②-①)	10	24	18	20	24
鷹栖	①量の見込み	56	57	57	57	54
	②確保の方策	59	59	59	59	59
	③過不足(②-①)	3	2	2	2	5
庄川	①量の見込み	77	70	66	66	62
	②確保の方策	87	87	87	87	87
	③過不足(②-①)	10	17	21	21	25
合計	①量の見込み	1,161	1,139	1,111	1,117	1,108
	②確保の方策	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
	③過不足(②-①)	99	121	149	143	152

※人回：月間の子どもの利用人数×利用回数

《確保の内容》

引き続き、9カ所の子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を実施します。

(8) 一時預かり事業【区域：小学校区】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を認定こども園等で一時的に預かる事業です。認定こども園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望等に基づいて行われている預かり保育も、一時預かり事業に含まれます。

①認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①預かり保育	444	482	472	499	486
	②2号	233	254	248	262	255
	③量の見込み(①+②)	677	736	720	761	741
	④確保の方策	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037
	⑤過不足(④-③)	360	301	317	276	296
庄南	①預かり保育	100	106	85	88	78
	②2号	53	56	45	46	41
	③量の見込み(①+②)	153	162	130	134	119
	④確保の方策	255	255	255	255	255
	⑤過不足(④-③)	102	93	125	121	136
砺波 東部	①預かり保育	487	472	524	532	533
	②2号	256	248	276	280	280
	③量の見込み(①+②)	743	720	800	812	813
	④確保の方策	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159
	⑤過不足(④-③)	416	439	359	347	346
砺波 南部	①預かり保育	114	136	139	141	127
	②2号	60	71	73	74	67
	③量の見込み(①+②)	174	207	212	215	194
	④確保の方策	314	314	314	314	314
	⑤過不足(④-③)	140	107	102	99	120
砺波 北部	①預かり保育	249	257	234	240	210
	②2号	131	135	123	126	110
	③量の見込み(①+②)	380	392	357	366	320
	④確保の方策	596	596	596	596	596
	⑤過不足(④-③)	216	204	239	230	276
庄東	①預かり保育	128	136	129	122	100
	②2号	67	71	68	64	53
	③量の見込み(①+②)	195	207	197	186	153
	④確保の方策	291	291	291	291	291
	⑤過不足(④-③)	96	84	94	105	138
鷹栖	①預かり保育	118	119	105	110	104
	②2号	62	63	55	58	55
	③量の見込み(①+②)	180	182	160	168	159
	④確保の方策	287	287	287	287	287
	⑤過不足(④-③)	107	105	127	119	128

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
庄川	①預かり保育	132	132	125	124	106
	②2号	69	69	66	65	56
	③量の見込み(①+②)	201	201	191	189	162
	④確保の方策	305	305	305	305	305
	⑤過不足(④-③)	104	104	114	116	143
合計	①預かり保育	1,772	1,840	1,813	1,856	1,744
	②2号	931	967	954	975	917
	③量の見込み(①+②)	2,703	2,807	2,767	2,831	2,661
	④確保の方策	4,244	4,244	4,244	4,244	4,244
	⑤過不足(④-③)	1,541	1,437	1,477	1,413	1,583

※人日：年間の利用人数×利用日数

《確保の内容》

1号認定のこどもの利用定員を基に、保護者からの利用希望を受け入れられる体制を整えます。

②認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出町	①量の見込み	580	591	598	617	627
	②確保の方策	593	593	593	593	593
	③過不足(②-①)	13	2	△5	△24	△34
庄南	①量の見込み	103	98	93	94	90
	②確保の方策	104	104	104	104	104
	③過不足(②-①)	1	6	11	10	14
砺波 東部	①量の見込み	562	552	559	564	577
	②確保の方策	637	637	637	637	637
	③過不足(②-①)	75	85	78	73	60
砺波 南部	①量の見込み	139	142	144	144	139
	②確保の方策	169	169	169	169	169
	③過不足(②-①)	30	27	25	25	30
砺波 北部	①量の見込み	243	228	220	220	206
	②確保の方策	265	265	265	265	265
	③過不足(②-①)	22	37	45	45	59
庄東	①量の見込み	131	120	123	118	104
	②確保の方策	141	141	141	141	141
	③過不足(②-①)	10	21	18	23	37
鷹栖	①量の見込み	104	102	97	99	96
	②確保の方策	102	102	102	102	102
	③過不足(②-①)	△2	0	5	3	6
庄川	①量の見込み	133	124	119	118	108
	②確保の方策	149	149	149	149	149
	③過不足(②-①)	16	25	30	31	41
合計	①量の見込み	1,995	1,957	1,953	1,974	1,947
	②確保の方策	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	③過不足(②-①)	165	203	207	186	213

※人日：年間の利用人数×利用日数

《確保の内容》

園に在籍していない児童について、保護者の仕事や緊急な用事により家庭で保育できない場合に児童を一時的にお預かりするため、保護者からの利用希望を受け入れられる体制を整えます。

(9) 病児・病後児保育事業【区域：市全域】

児童が発熱等の急病に罹患した場合に、病院や認定こども園に付設された専用スペースにおいて看護師と保育士が一時的に保育を行う事業です。また、認定こども園等で保育中に体調不良となった児童を医務室等において看護師等が緊急対応を行います。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,723	1,697	1,660	1,642	1,628
② 確保の方策	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
③ 過不足(②-①)	617	643	680	698	712

※人日：年間の利用人数×利用日数

《確保の内容》

病後児保育は、管内1施設で実施します。なお、体調不良児対応型は、管内の常時看護師が配置されている施設で実施します。

また、令和7年度から、管内1施設で病児保育を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業【区域：市全域】

仕事や家庭の都合により一時的に子育てを援助してほしい人（依頼会員）と子育てを援助できる人（協力会員）が登録し合う会員組織を運営し、依頼会員と協力会員の仲介を行います。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	59	57	55	52	52
② 確保の方策	59	57	55	52	52
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

依頼会員と協力会員をつなぐコーディネート等の支援体制を充実させるとともに、制度について、引き続き積極的に広報することにより、会員数の増加と制度の利用促進を図ります。

(11) 妊婦健康診査【区域：市全域】

妊婦に対して妊婦一般健康診査の受診票を交付し、妊娠期間中 14 回分の妊婦健康診査費用の助成を行います。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3,794	3,780	3,766	3,766	3,780
② 確保の方策	3,794	3,780	3,766	3,766	3,780
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

健康センターで妊婦健康診査受診票を発行し、関係機関と連携しながら、引き続き事業を実施していきます。

(12) 産後ケア事業【区域：市全域】

出産後1年未満の母子を対象に、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養時の育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	41	49	49	49	49
② 確保の方策	41	49	49	49	49
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

《確保の内容》

引き続き、助産師による支援を実施します。また、委託事業所を増やすよう努め、利用者に向けて周知を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【区域：市全域】

保育所や認定こども園で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等については、本市が定める利用者負担額（保育料）とは別に、各保育施設が実費徴収しますが、経済的に困難を抱える家庭を対象に、この実費徴収費用の一部を給付する事業です。

砺波市では未実施であり、国や県の動向、社会情勢等を見据えながら、今後実施を検討することとします。

(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業【区域：市全域】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進のための調査研究や、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進する事業です。

砺波市では未実施であり、国や県の動向、社会情勢等を見据えながら、今後実施を検討することとします。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの健やかな育ちのためには発達段階に応じた質の高い教育・保育を一体的・連続的に提供することが必要であり、そのための体制を確保します。

(1) 認定こども園の設置等の推進

○小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に行う施設として、引き続き、認定こども園の設置を推進します。なお、設置に際しては、子どもの発達を十分に保障する環境づくりに配慮し、「保育所等の適正な保育環境の基準」に基づき、地域ニーズを踏まえたうえで民間活力による整備を進めることとし、必要な支援を行います。

(2) 人材の確保及び育成

○教育・保育ニーズに対応するため、保育士等の確保に努めます。

○質の高い教育・保育を提供するため、保育士等への研修の実施を支援するなど、資質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の推進

○保育所や認定こども園の子どもが小学校の環境にスムーズに適應できるよう、幼保小の教員同士の接続研修会を開催して相互理解を深めるほか、幼保小の児童と一緒に活動できる交流活動や合同行事を実施します。

○「小1 プロブレム」（小学校において集団行動ができない、授業中に座ってられない等の状態が続くこと）の解消に向け、就学前の児童の教育・保育及び子育て支援の充実を図ります。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画においては、担当課を中心として、行政、市民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解したうえで、一体的に施策に取り組むことが重要です。こども・若者、子育て支援の関係者の積極的な参画を得て、計画の着実な実行を図ります。

また、関係者が連携するために必要なネットワーク基盤として、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等を開催し、社会全体・地域ぐるみでこども・若者、子育て支援に取り組む意識の醸成に努めます。

2 関係機関との連携

こども・若者、子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携・協力しながら取り組んでいく必要があります。

- ・教育・福祉・労働など多岐にわたる分野の所管課が全庁的に連携し、互いの施策について情報交換を行い理解を深めながら、各施策を推進します。
- ・支援を必要とするこどもの実態把握に努めるとともに、児童相談所や福祉事務所、学校、警察等の関係機関と連携して必要な施策を検討し、実情を踏まえた支援を実施します。
- ・子育て支援に関わる住民組織やNPO、民間企業との協力関係を強化し、それぞれの運営形態や役割分担を考慮しながら協働します。
- ・広報活動を通して市民、企業等の理解を得て、ボランティア活動の活発化や市民参加型のサービスの拡充に取り組みます。

3 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、各年度において進捗状況の点検及び評価を行います。その際、社会情勢の変化を踏まえ、市民や事業者、こども・若者、子育て支援に関わる関係者等の意見を聴取したうえで、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、見込み量を確保できていない場合は、改善に努めていきます。なお、本計画に定める量の見込みが実状と大きく異なる場合は、見込み量の見直しを検討します。

資料編

1 砺波市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、砺波市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員その他子育て会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、教育委員会こども課で行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 砺波市子ども・子育て会議委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏名	所属等	備考
五十嵐 正喜	砺波市児童クラブ連合会	
石動 瑞代	富山短期大学教授	会長
大島 恵美子	砺波市公民館連絡協議会	
太田 佳世	公募委員	
小幡 和彦	砺波商工会議所	
堅田 雄志	砺波市PTA連絡協議会	
川瀬 浩	連合富山砺波地域協議会	
北村 桃子	子育て支援センター利用者	
五島 正樹	社会福祉法人となみ中央福祉会	
近藤 美恵子	砺波市小学校長会	
田守 祐子	砺波市民生委員児童委員協議会	
花島 充	認定こども園保護者会	
前田 幸雄	砺波市地区自治振興会協議会	副会長
水野 カオル	一般社団法人 Ponte とやま	
山下 泉	砺波市学校保健会	
山本 良一	放課後児童クラブ	

3 砺波市こども計画策定経過

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

調査期間：令和6年4月15日～令和6年4月30日

調査対象：砺波市内の未就学児・小学生の保護者 2,000 人及び砺波市内の小学生 800 人

(2) 中学生・高校生の生活状況に関する調査

調査期間：令和6年7月10日～令和6年7月24日

調査対象：砺波市内の中学生 1,259 人及び砺波市内の高等学校の生徒 815 人

(3) 砺波市子ども・子育て会議等の開催状況

期日	協議内容
令和6年 7月31日	子ども・子育て会議（第1回） ○第3期子ども・子育て支援事業計画等の策定について ・策定背景 ○子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果について
令和6年 10月29日	庁内検討会議（第1回） ○施策体系について ○策定スケジュールについて
令和6年 10月30日	子ども・子育て会議（第2回） ○砺波市こども計画（仮称）骨子案について ・策定趣旨、計画の位置づけ、計画期間 ・計画全体の構成 ・こども・若者を取り巻く現状 ・基本理念、基本目標、施策体系
令和6年 11月27日	専門部会 ○計画に盛り込む施策内容の検討について ○策定スケジュールについて
令和6年 12月19日	庁内検討会議（第2回） ○砺波市こども計画（仮称）素案について
令和6年 12月25日	子ども・子育て会議（第3回） ○砺波市こども計画（仮称）素案について ・施策の展開 ・教育・保育、地域子育て支援事業の提供 ・計画の推進
令和7年 1月10日	庁内検討会議（第3回） ○砺波市こども計画（仮称）素案の修正事項について
令和7年 2月21日	子ども・子育て会議（第4回） ○砺波市こども計画案について

(4) パブリックコメント

実施期間：令和7年1月22日～令和7年2月12日

4 用語解説

■ あ行

アンコンシャス・バイアス

無意識の偏見のこと。迅速に判断を下したり評価をしたりする際に、自動的に反応する脳の働きによるもの。誰もが、育った環境や所属する集団の中で、知らず知らずのうちに既成概念、固定観念として身に付けてしまう。偏見を自覚できないため、自制が難しく、自分の判断を平等だと考えながら偏見に基づいた行動をとることがある。

イクボス

職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養（チューブによる栄養剤の注入）等の医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

インクルーシブ

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、全ての人が共生していること。

SNS

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

■ か行

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

GIGAスクール構想

GIGA とは「Global and Innovation Gateway for All」のこと。誰一人取り残すことなく、子ども一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す構想。

キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようになるための教育のこと。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産むこどもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を算出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産むこどもの数の平均を求めたもの。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の拠点であり、子育て家庭に対して、育児不安等についての相談助言を行うとともに、子育てに関する情報提供や子育てサークルへの支援を行う。

子ども・子育て関連 3 法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を勘案し、こどもやその保護者に必要な支援を行い、一人一人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度を施行するために制定及び改正された法律。

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両面から一体的に相談支援を行う機関。

子ども食堂

地域の団体等がこどもに無料または安価で食事を提供する場。単に食事を提供するだけでなく「子どもの居場所」として、「学習の場」としての活用や、「地域の人々とのコミュニケーションの場」としても期待されている。

■さ行

児童館

児童福祉法で定められている児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。

■た行

テレワーク

「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語であり、情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

■な行

乳児

児童福祉法において、1歳に満たない者を乳児と定めている。

■は行

パートナーシップ制度

同性カップルを婚姻に相当する関係と公認し、異性間の婚姻と同様の行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくする制度。

フィルタリング

青少年を違法・有害情報との不用意な接触から守り、安全・安心にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。こどもが安全にインターネットを使い、保護者が安心して見守るための機能。

母子保健推進員

母親とこどもの健康を保持し、子育てを応援するため、市長から委嘱を受け、地域のサポーター役、パイプ役として活動する者。

放課後子ども教室

全てのこどもを対象として、安全・安心なこどもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業で、地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置する。所管省庁は文部科学省。

放課後児童クラブ

共働き家庭の小学生を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するもので、放課後児童支援員（専任）を配置する。所管省庁は厚生労働省。

■ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域のこどもが元気に安心して暮らせるよう、こどもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。民生委員は児童委員を兼ねるものとなっている。

■や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

幼児

児童福祉法において、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を幼児と定めている。

■ら行

ライフステージ

人の一生を幼児期・学齢期・青（壮）年期・高齢期などに分けた、それぞれの段階のこと。

■わ行

ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

砺波市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月発行

発行者 砺波市教育委員会こども課
〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号
TEL (0763) 33-1111 FAX (0763) 33-6828